

第3期
蘭越町子ども・子育て支援事業計画
(令和7年度～令和11年度)
(素案)

令和7年2月時点
蘭越町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の法的根拠と位置付け	4
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
5 子ども・子育てに関する主な法律・制度	4
6 持続可能な開発目標（SDGs）について	7
第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	11
1 子ども・子育ての基本理念	11
2 基本的な考え方	11
第3章 子ども・子育て支援事業計画	15
1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正	15
2 計画の基本的記載事項	15
3 教育・保育提供区域の考え方	16
4 教育・保育の提供体制の確保	17
5 地域子ども・子育て支援事業の充実	22
6 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実	29
7 食育の推進	31
第4章 計画の推進体制	35
1 計画の推進に向けた役割	35
2 計画の推進に向けた3つの連携	36
3 計画の点検・評価・改善	38
参考資料Ⅰ 蘭越町の子ども・子育てに関する現状	41
1 人口の動向	41
2 子育て支援の状況	45
3 将来人口推計	48
4 ニーズ調査結果	49
参考資料Ⅱ 第2期事業計画の評価等	58
1 教育・保育	58
2 地域子ども・子育て支援事業	60

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では 1.43、令和5年では 1.20 と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、令和元年10月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取組を進めてきました。

令和5年4月には、こども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

蘭越町(以降「本町」という。)では、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に「蘭越町子ども・子育て支援事業計画」、また令和元年度に「第2期蘭越町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」に向けた施策を推進してきました。

「第2期蘭越町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間満了を迎えることから、社会環境の変化や本町の子育てを取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、子育て支援の取組をより効果的に推進するため、「第3期蘭越町子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定いたします。

2 計画の法的根拠と位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第1項に規定する「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(市町村子ども・子育て支援事業計画)」にあたる計画です。

策定に当たっては、同法に基づく国の基本指針を踏まえ、道の「子ども・子育て支援事業支援計画」や、町の上位計画である「蘭越町総合計画」及び「蘭越町地域福祉計画」など、町の各種関連計画との整合性を図っています。

3 計画の期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とし、令和6年度に策定しました。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期蘭越町子ども・子育て支援事業計画									
					第3期蘭越町子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

(1)子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行なうために、学識経験者、子ども・子育て支援事業に従事する者、教育関係者、子どもの保護者、関係行政機関の職員などから構成される「蘭越町子ども・子育て会議」を開催し、計画内容の検討を行いました。

(2)ニーズ調査の実施

本計画の策定に当たり、町民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、小学校就学前児童・就学児童の保護者を対象としたニーズ調査を実施しました。

(3)国・道との連携

計画策定に当たっては、国や道の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら策定しています。

5 子ども・子育てに関する主な法律・制度

- 子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業の策定が明記。
25年度	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。(⇒平成27年に50万人分に拡大)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。 (⇒平成26年8月29日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定)
26年度	次世代育成支援対策推進法	令和7年3月末までの時限立法に延長。
27年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート(計画期間:平成27年度~平成31年度)。
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。 (⇒平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組の強化。
28年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより40万人⇒50万人分に上乗せされた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。 (一部平成29年4月施行)

平成	法律・制度等	内容
29 年度	子育て安心プラン	令和 2 年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
30 年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など。
	新・放課後子ども総合プラン	令和 5 年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進。

令和	法律・制度等	内容
元年度	幼児教育・保育の無償化	10 月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について 0～2 歳の住民税非課税世帯、3～5 歳の全世帯を対象に実施。
2 年度	子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第 2 期）開始。（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）
4 年度	子ども・子育て支援法一部改正	市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加、施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ、子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設。
	児童手当法の一部改正	児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。
5 年度	こども家庭庁の創設	こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指す。
	こども基本法の成立	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
	こども大綱の閣議決定	これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める。
6 年度	児童手当の抜本的拡充の実施	10 月より開始。児童手当について、所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、第 3 子以降 3 万円とする抜本的拡充を実施。

6 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGs は発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取組を進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。



第2章

子ども・子育て支援の基本的な考え方

第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 子ども・子育ての基本理念

私たち人間すべてが子どもの時代を経て、大人へ成長します。

子どもの時代に育まれた力が、大人になってからの自分たちを支えてくれるのです。

社会にとって子どもは希望であり、未来の力です。

子どもの笑顔があふれる社会は、個人の希望や夢を大切にできる社会といえます。

だからこそ、社会全体で子どもと子育てを応援したいと思います。

子どもと子育てを応援することは、未来への投資です。

私たちは、子どもが社会の主体的な一員と位置付けて、当事者の目線で、子どもの育ち、そして子育てを地域社会全体で支援してまいります。

2 基本的な考え方

(1)子どもを大切にする

私たちは、どのような状況にある子どもであっても、一人ひとりの子どもが幸せに生きる権利、育つ権利、学ぶ権利を大切にする多様性を尊重する社会を目指します。

(2)教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

私たちは、子どもや子育て家庭の困っている声に応え、不安を解消し、子どもの居場所の確保、安心して生み育てられる環境の整備に努めます。

(3)地域のネットワークで支える

私たちは、地域の特色を生かして、子どもと子育てを多様なネットワークで支えることにより、地域の子育て力を高めます。

第3章

子ども・子育て支援事業計画

第3章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

2 計画の基本的記載事項

(1)教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定します。

(2)教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を設定します。

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所
地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

(3)地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定します。

地域子ども子育て支援事業	
1. 利用者支援事業	10. 病児・病後児保育事業
2. 地域子育て支援拠点事業	11. 放課後児童健全育成事業
3. 妊婦健康診査事業	12. 子育て世帯訪問支援事業【新規】
4. 乳児家庭全戸訪問事業	13. 児童育成支援拠点事業【新規】
5. 養育支援訪問事業	14. 親子関係形成支援事業【新規】
6. 子育て短期支援事業	15. 産後ケア事業【新規】
7. ファミリー・サポート・センター事業	16. 妊婦等包括相談支援事業【新規】
8. 一時預かり事業	17. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
9. 延長保育事業	18. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(4)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施します。

3 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分は事業ごとに設定することができる」とされています。

蘭越町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

4 教育・保育の提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定(法第19条)を受けることが必要となっています。

一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

■認定の区分

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定にあたっては、(1)保育を必要とする事由(保護者の就労・疾病など)、(2)保育の必要量(保育標準時間、保育短時間の2区分)、(3)「優先利用」への該当の有無(ひとり親家庭、生活保護世帯など)の3点が考慮されます。

■保育を必要とする事由

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVの恐れがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(1)教育・保育施設の充実(需要量及び確保の方策)

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本町では、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

■令和7年度

単位 (人)		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
教育を希望	左記以外		0歳	1歳			
対象年齢		3~5歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		12	0	69	7	13	13
確保提供数	幼稚園	40					
	認定こども園（幼稚園部分）	0					
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0	0
	保育所			51	8	15	16
	地域型保育事業			0	10	5	4
	企業主導型（地域枠）			0	0	0	0
	認可外保育施設	0		30	0	0	5
	②確保提供数の合計		40	81	18	20	25
過不足（②-①）		28	12	11	7	12	

■令和8年度

単位 (人)		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
教育を希望	左記以外		0歳	1歳			
対象年齢		3~5歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		11	0	56	7	15	9
確保提供数	幼稚園	40					
	認定こども園（幼稚園部分）	0					
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0	0
	保育所			51	8	15	16
	地域型保育事業			0	10	5	4
	企業主導型（地域枠）			0	0	0	0
	認可外保育施設	0		30	0	0	5
	②確保提供数の合計		40	81	18	20	25
過不足（②-①）		29	25	11	5	16	

■令和9年度

単位（人）	1号認定	2号認定		3号認定			
	教育を希望	保育が必要		保育が必要			
		教育を希望	左記以外				
対象年齢	3～5歳			0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	11	0	51	7	14	11	
確保提供数	幼稚園	40					
	認定こども園（幼稚園部分）	0					
	認定こども園（保育所部分）		0	0	0	0	
	保育所		51	8	15	16	
	地域型保育事業		0	10	5	4	
	企業主導型（地域枠）		0	0	0	0	
	認可外保育施設		0	30	0	0	5
	②確保提供数の合計		40	81	18	20	25
過不足（②－①）		29	30	11	6	16	

■令和10年度

単位（人）	1号認定	2号認定		3号認定			
	教育を希望	保育が必要		保育が必要			
		教育を希望	左記以外				
対象年齢	3～5歳			0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	10	0	37	7	14	10	
確保提供数	幼稚園	40					
	認定こども園（幼稚園部分）	0					
	認定こども園（保育所部分）		0	0	0	0	
	保育所		51	8	15	16	
	地域型保育事業		0	10	5	4	
	企業主導型（地域枠）		0	0	0	0	
	認可外保育施設		0	30	0	0	5
	②確保提供数の合計		40	81	18	20	25
過不足（②－①）		30	44	11	6	15	

■令和 11 年度

単位（人）	1号認定	2号認定		3号認定		
	教育を希望	保育が必要		保育が必要		
		教育を希望	左記以外			
対象年齢	3～5歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	10	0	35	7	14	10
確保提供数	幼稚園	40				
	認定こども園（幼稚園部分）	0				
	認定こども園（保育所部分）		0	0	0	0
	保育所		51	8	15	16
	地域型保育事業		0	10	5	4
	企業主導型（地域枠）		0	0	0	0
	認可外保育施設	0	30	0	0	5
	②確保提供数の合計	40	81	18	20	25
過不足（②－①）		30	46	11	6	15

【確保方策の考え方】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、すべての年齢層においては供給量に余裕があることから、現時点においては、施設整備は行わないこととします。

(2) 認定こども園の普及及び推進

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営を行う、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

蘭越町には、現在認定こども園はありませんが、今後認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

(3)教育・保育の質の向上

幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

蘭越町では、子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法として、「はばたきシート」(就学支援シート)を個別に作成し、保護者及び保育所・幼稚園から小学校へ情報の伝達を行っています。

今後も引き続き、教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるような取組を推進します。

(4)産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。

(5)子どもが健やかに育つ環境づくりの強化

令和4年4月に創設の「蘭越町子ども・子育て基金」は、地域の子どもたちがより良い環境で成長できるよう、支援することを目的とし、これまで「教育・保育施設の空調設備の整備」や家庭の経済的な支援をすべく「保育料の軽減」、栄養バランスの取れた給食を提供するため「給食費の助成」等を行い、環境を整えて参りました。今後も基金を活用し、子どもたちが健康で安全な環境で学び、成長できるよう、家庭の負担を軽減し、地域全体で子育て支援体制を強化していきます。

5 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえて、計画期間の量の見込みを設定し、提供体制の確保方策及び実施時期を定めます。

(1)利用者支援事業

子どもとその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【確保方策の考え方】

利用状況等を踏まえ、必要に応じ担当課が対応を行います。

あわせて、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めます。

(2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人回/月	150	150	140	140	140
②確保方策		300	300	300	300	300
過不足(②-①)		150	150	160	160	160

【確保方策の考え方】

地域における子育て支援の充実に努め、地域の子育てグループ等を支援し、自主的な活動の拡充を図るとともに、関係機関を含めたネットワークづくりを推進します。

(3)妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受診者数	人	15	15	14	14	14

【確保方策の考え方】

今後も継続して事業を展開し、妊婦の健康管理の充実・向上を図ります。

(4)乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問人数	人	15	15	14	14	14

【確保方策の考え方】

今後も継続して事業を展開し、乳児のいる全ての世帯を訪問し、子育て支援に関する情報提供や支援を要する家庭の把握を行います。

(5)養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問人数	人	3	3	3	3	3

【確保方策の考え方】

今後も継続して事業を展開し、心身共に不安定になりやすい妊娠期(早期)からの関わりや切れ目のない支援を心がけます。

(6)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	400	350	330	300	280
②確保方策		500	500	500	500	500
実施箇所数		2	2	2	2	2
過不足(②-①)		100	150	170	200	220

【確保方策の考え方】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、計画期間を通じて、ニーズ量以上の確保提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保方策の考え方】

本事業は、現在、本町では実施しておらず、供給体制の整備もできていないことから、今計画期間におけるニーズ量は見込んでいません。

しかし、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

(8)一時預かり事業

① 幼稚園型

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	2,500	2,100	1,900	1,400	1,200
②確保方策		3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
実施箇所数		1	1	1	1	1
過不足(②-①)		1,000	1,400	1,600	2,100	2,300

【確保方策の考え方】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、計画期間を通じて、ニーズ量以上の確保提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

② 幼稚園型を除く

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	90	80	70	60	60
②確保方策		120	120	120	120	120
実施箇所数		2	2	2	2	2
過不足(②-①)		30	40	50	60	60

【確保方策の考え方】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、計画期間と通じて、ニーズ量以上の確保提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

(9)延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【確保方策の考え方】

本事業は、現在、蘭越町では実施しておらず、供給体制の整備もできていないことから、今計画期間におけるニーズ量は見込んでいません。

しかし、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

(10)病児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【確保方策の考え方】

本事業は、現在、蘭越町では実施しておらず、供給体制の整備もできていないことから、今計画期間におけるニーズ量は見込んでいません。

しかし、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童等に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	60	60	55	55	50
1年生		18	20	16	18	12
2年生		21	15	18	11	18
3年生		10	15	10	15	10
4年生		5	5	6	4	6
5年生		5	4	4	6	3
6年生		1	1	1	1	1
②確保方策		90	90	90	90	90
実施箇所数		1	1	1	1	1
過不足(②-①)		30	30	35	35	40

【確保方策の考え方】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、計画期間を通じて、おおむねニーズ量以上の提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

(12)子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

【確保方策の考え方】

本計画期間においては当事業に関する量の見込みは設定せず、支援を必要とする児童等がいた場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぐこととします。

(13)児童育成支援拠点事業【新規】

虐待の防止や子どもの最善の利益の保障、健全な育成を目的とし、養育環境や家庭、学校に課題を抱える子どもやその家族に、居場所となる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供など、さまざまな支援を行う事業です。

【確保方策の考え方】

本計画期間においては当事業に関する量の見込みは設定せず、支援を必要とする児童等がいた場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぐこととします。

(14)親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童を対象に、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

【確保方策の考え方】

本計画期間においては当事業に関する量の見込みは設定せず、支援を必要とする児童等がいた場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぐこととします。

(15)産後ケア事業【新規】

誰もがより安全・安心な子育て環境を整えるため、退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

【確保方策の考え方】

本計画期間においては、当事業に関する量の見込みは設定せず、支援を必要とする利用希望者に支援機関(助産師等)の斡旋を継続します。

(16)妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ事業です。

【確保方策の考え方】

本計画期間においては当事業に関しての量の見込みは設定せず、すべての妊婦・乳幼児を対象とした乳児健康診査や定期健康相談の場を用い、妊娠期から育児期まで継続した相談支援を行います。

(17)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

保育所等を利用していない6か月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労にかかわらず月一定時間の枠のなかで、時間単位等で柔軟に保育所等に通える制度です。こどもが家庭以外の場で家族以外の人と接する機会を得ることで、心身の発達を促すほか、保護者の育児負担の軽減などが期待されています。

【確保方策の考え方】

令和8年度の給付制度化に向け、課題等を把握し実施に向けての体制整備などの検討を進めます。

(18)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策の考え方】

国の動向に応じて、必要に応じて事業の実施に向けて検討を進めます。

(19)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策の考え方】

現在の特定教育・保育施設等では必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えます。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします

6 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。

本町においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、すぐに児童相談所による支援を求める等関係機関との連携強化が不可欠です。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。

特に母子家庭については、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭については、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。

また、母子・父子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

このように、ひとり親家庭が抱える困難には様々なものがあり、児童扶養手当を中心とした経済的な支援だけでなく、就労支援や生活支援といった総合的な自立支援策を推進していくことが重要です。

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子ども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うため、一人一人の希望に応じた適切な支援を行うことが必要です。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談により、保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園、保育所、小学校等において、関係者が教育や療育などの必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援につなげていくことが重要です。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知等、支援体制の整備を行う必要があります。

(4)外国につながる幼児への支援・配慮について

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのいわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれる中、当該幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえ、保護者及び教育・保育施設等に対し、次のような支援を検討していきます。

- 就学前施設に関して相談可能な一元的な行政窓口の設定、就園に必要な手続き・園児募集の状況等の外国語によるホームページ掲載など、就園及び事業の利用に関する情報へのアクセスの向上
- 各施設の希望に応じた通訳ボランティア派遣等の外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施など、外国につながる幼児を受入れる教育・保育施設等の事業者や保育士等に対して支援
- 保育園が通訳等を活用する場合の補助(保育体制強化事業)、外国人等の子どもを多く受け入れている保育園における、保育士の追加配置に係る補助(家庭支援推進保育事業)等の活用

7 食育の推進

(1)食育の意義

「食」は、命の源泉であり、生涯にわたって営み続ける生活の根幹です。

また、人は「食」を通じて、さまざまなことを考えたり、体験することで、人や社会とつながり、地域文化の基層を支えます。

特に、生活習慣の基礎を培う子ども期において「食を営む力」を育成することは、健全な心と身体の発達の上で極めて重要であることから、「子ども・子育て支援」を通じて着実に推進していくことが必要です。

(2)食育の推進

本町が推進する食育は、次の2つを柱として実施します。

○未来を担う子どもを育む食育

食育は生涯にわたって継続されるものですが、特に心と身体の形成の基礎を培い、未来を担う子どもにとっての食生活の習慣は極めて重要であることから、子どもの成長の特性に合わせた食育を推進します。

○地産地消を推進する食育

農業を基幹産業とする本町の風土が育んだ農産物等を食することは、食や地域に対する理解を深めるとともに、食の安全・安心、環境保全などを考える学びにつながることから、地産地消を重視した食育を推進します。

食育の推進は、人の成長に合わせ、体系的に行うものですが、特に子ども期における取組の一例として、次の事業などを継続的に実施します。

・離乳食教室

3月から12月齢児と保護者を対象に、管理栄養士による指導や調理実習を通して離乳食についての知識を深めるとともに、試食などの交流を通じて、参加者同士のコミュニティの醸成を図ります。

・親子食育教室

講義や調理実習を通じて、子どもの食の課題や生活習慣病の予防などについて幅広く学ぶとともに、子どもを含めた家族の健康を見直す機会とします。

・学校給食の充実

成長の著しい学齢期においては、栄養バランスの取れた食事の提供に加え、食の安全や地域農業への理解を深めるため、地産地消を推進します。

第4章 計画の推進体制

第4章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、行政はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1)行政の役割

町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。子どもの成長や子育て、個人の生活、仕事などをバラバラに切り離して考えることはできません。個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することになりますが、計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を必要とします。

また、子どもとその保護者が必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

(2)家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、夫婦が協力して子育てを進めることが大切です。

(3)地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが地域の人々との交流を通して健やかに成長できるようサポートすることが必要です。

また、町民一人ひとりには地域を構成する一員であるという自覚を持ち、地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

(4)企業・職場の役割

すべての働く人が就業時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人自身もそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

(5)各種団体の役割

社会全体で子育て家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

2 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携と協働を図り、総合的な体制の下で、子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1)市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うに当たっては、教育・保育施設の設置者、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等の事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に教育・保育施設である幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者や地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じて、これらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

(2)近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施においては、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、協働して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

(3)国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度では、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付及び幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に係るすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

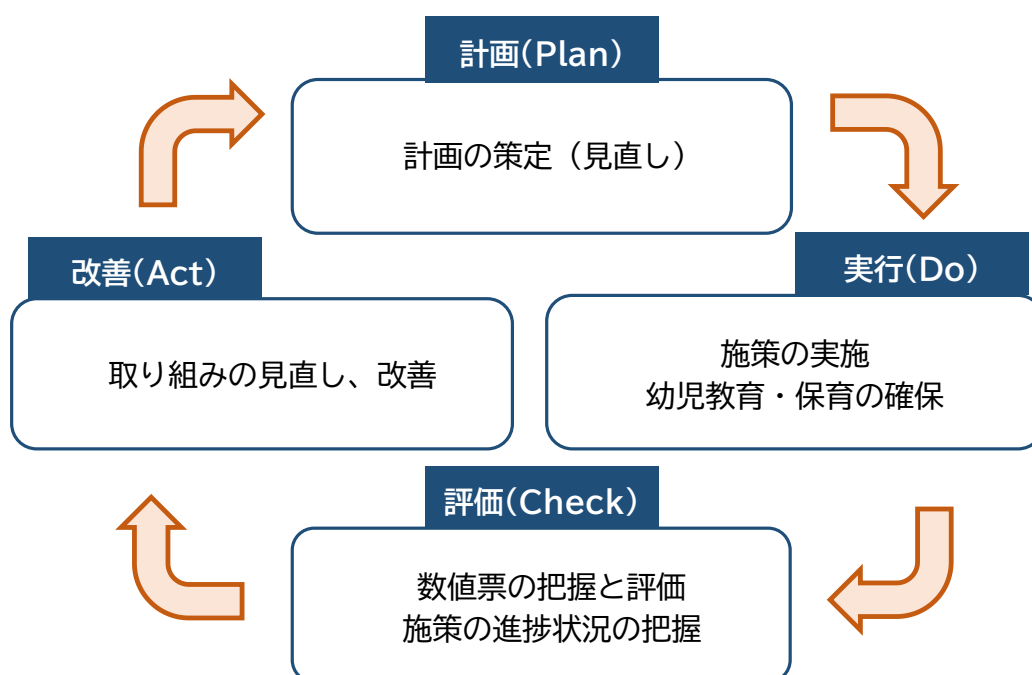
さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて、都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

3 計画の点検・評価・改善

(1) 計画の点検・評価と見直し

本計画の進捗状況については、住民福祉課を中心にPDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)に基づき、達成状況を確認・評価し、着実な進行管理を行うとともに、「蘭越町子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。



(2) 計画の公表、町民意見の反映

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、町民への浸透を図ります。また、機会をとらえて町民意見を把握し、町民目線を生かした施策・事業の推進を図ります。

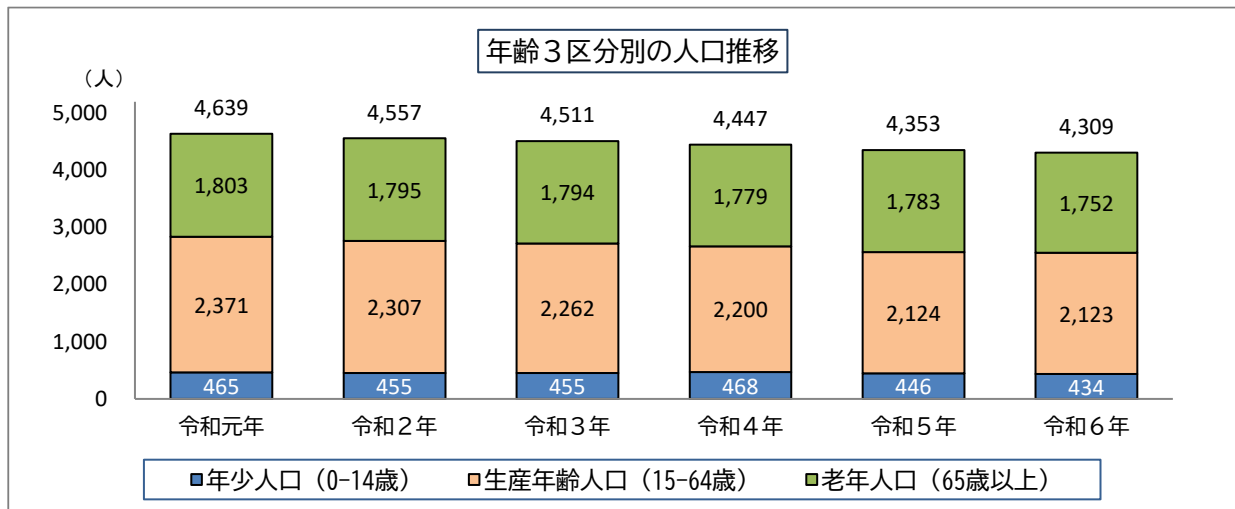
參考資料

参考資料 I 蘭越町の子ども・子育てに関する現状

1 人口の動向

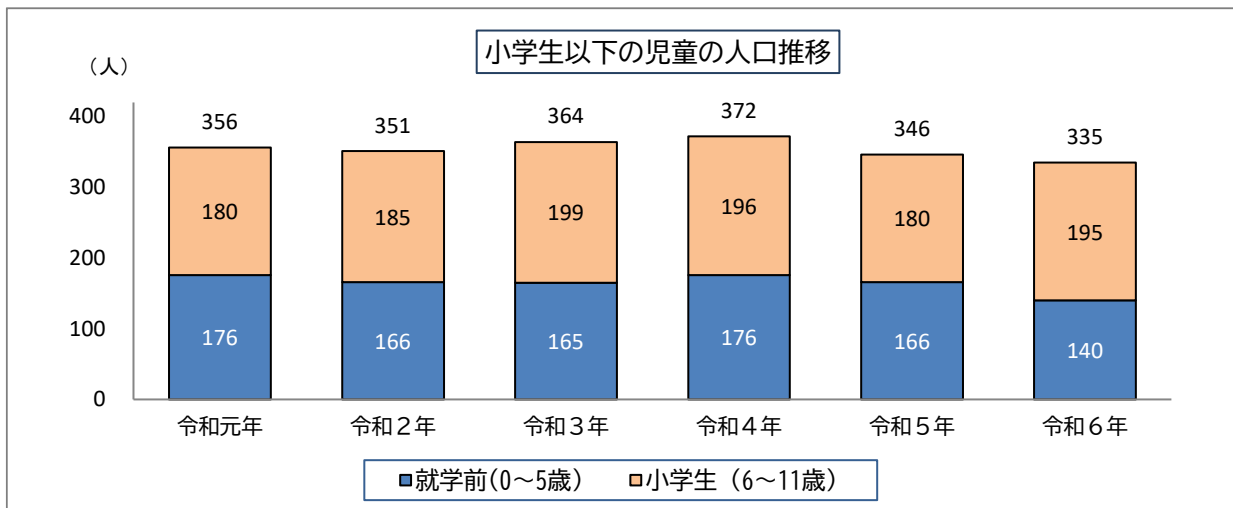
(1)人口の推移

本町の人口は、令和元年の4,639人から令和6年には4,309人と減少傾向で推移しています。年齢区分ごとの人口では、すべての年齢区分において減少傾向で推移しています。



資料:蘭越町(各年4月1日現在)

小学生以下の児童人口数の合計は、年ごとに増減がみられ、令和6年には335人となっています。

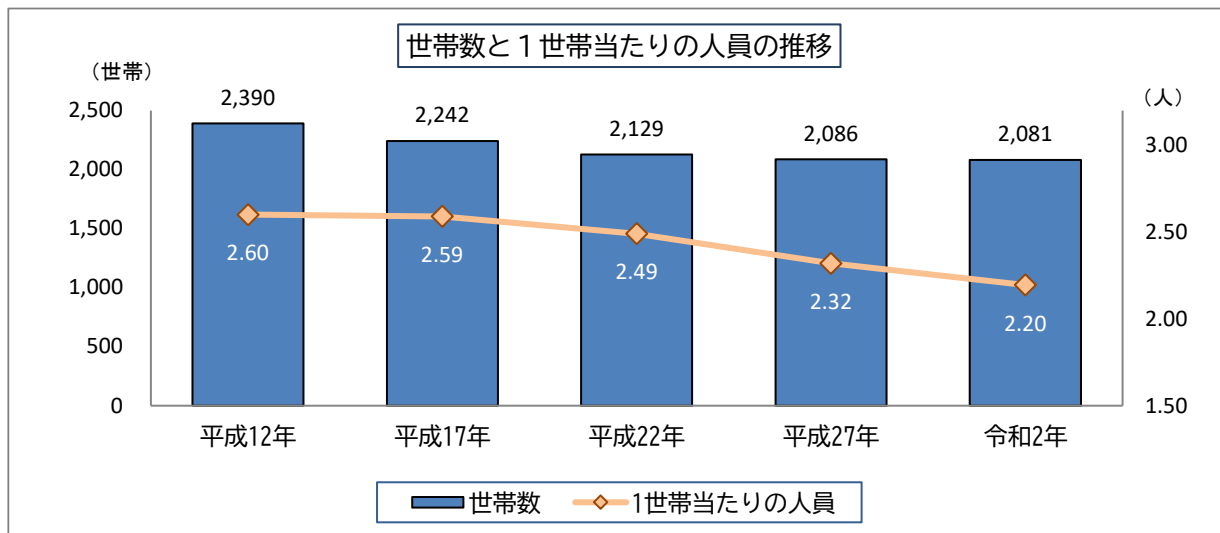


資料:蘭越町(各年4月1日現在)

(2)世帯数及び1世帯当たり人員の推移

国勢調査における世帯数は、平成12年の2,390世帯から令和2年には2,081世帯と減少傾向で推移しています。

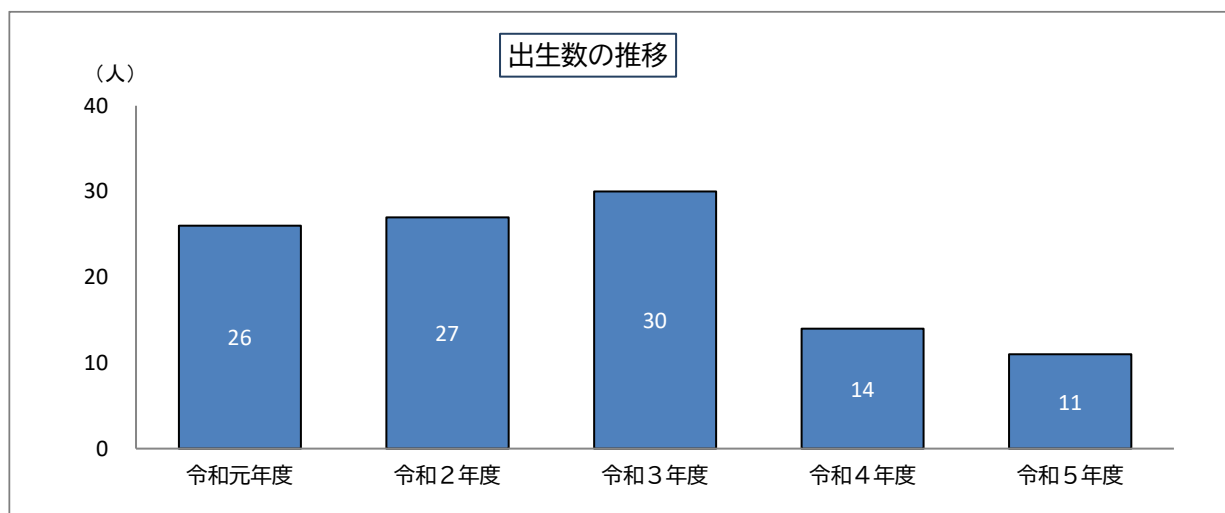
また、1世帯当たりの人員は、平成12年の2.60人から令和2年は2.20人と減少傾向にあり、核家族化の進行がみられます。



資料:国勢調査

(3)出生数の推移

本町における出生数は、令和元年度の26人から令和3年度の30人と増加しましたが、その後減少に転じ、令和5年度では11人となっています。

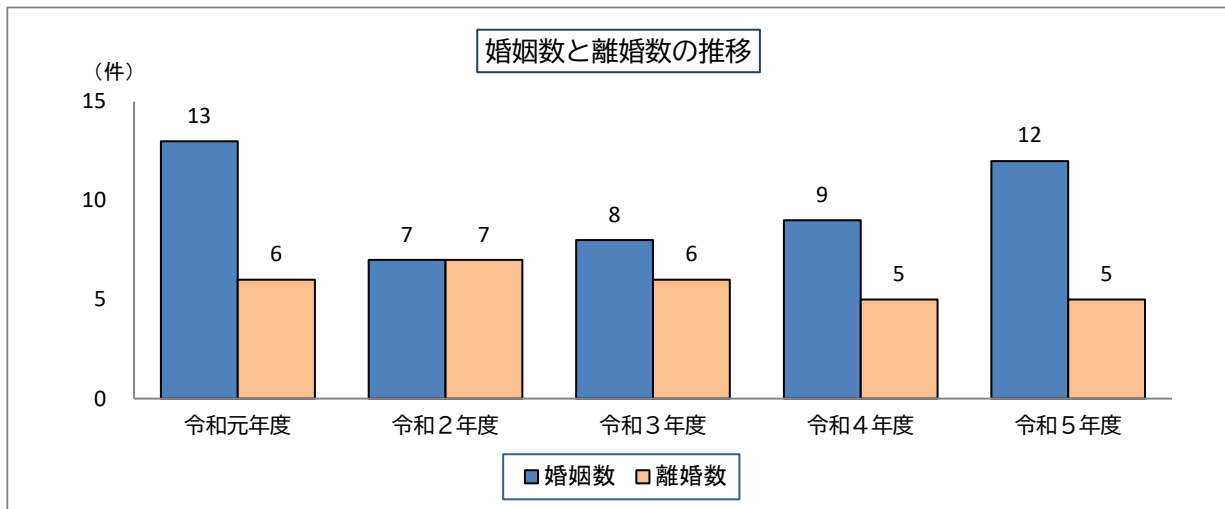


資料:蘭越町(各年度合計)

(4) 婚姻数と離婚数

婚姻数については、令和元年度が13件と最も多く、令和2年度が7件と最も少なくなっています。

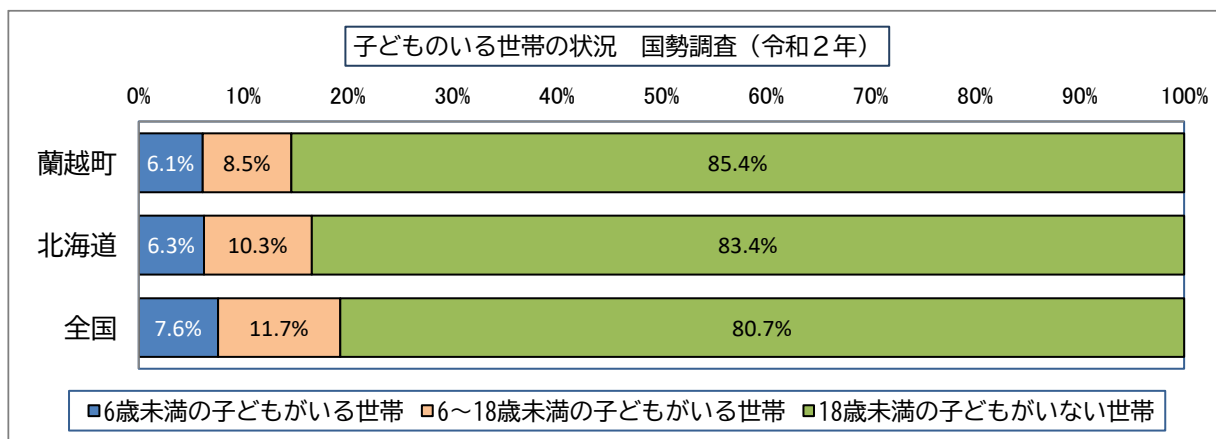
また、離婚については、令和2年度が7件と最も多く、令和4年度、令和5年度が5件と最も少なくなっています。



資料：蘭越町(各年度合計)

(5) 子どものいる世帯の状況

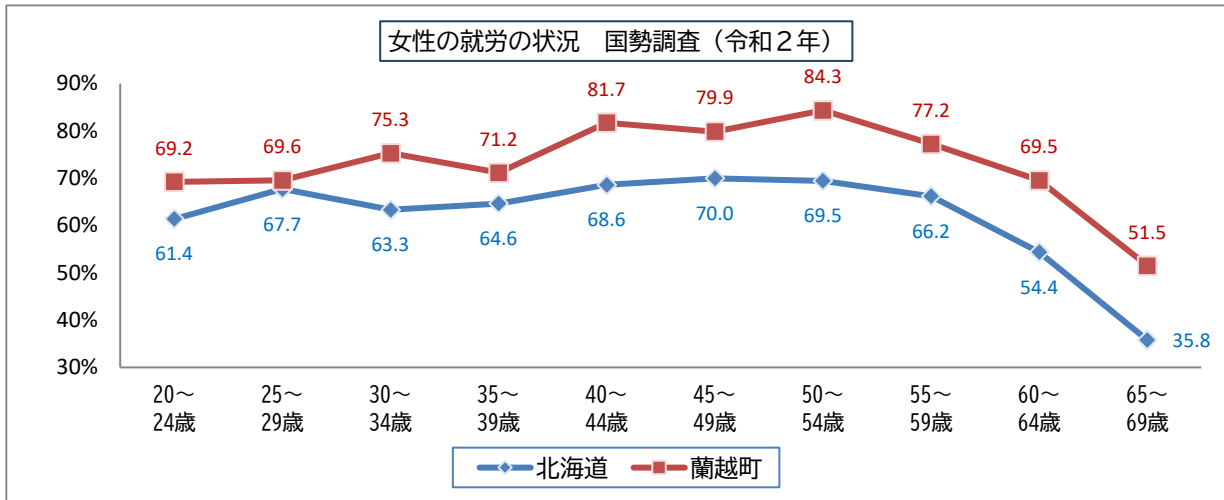
子どものいる世帯の状況で、「6歳未満の子どもがいる世帯」、「6～18歳未満の子どもがいる世帯」ともに全国水準及び北海道水準を下回っています。



資料：令和2年国勢調査

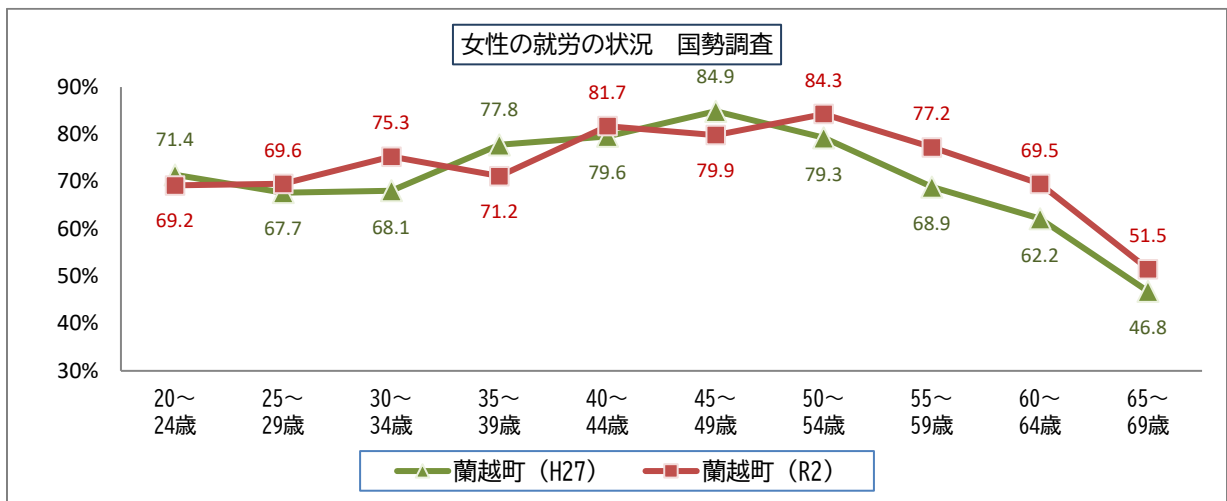
(6) 女性の就労の状況

本町における女性の就労状況は、北海道と比較してすべての年代で就業率が高くなっています。



資料：令和2年国勢調査

平成27年と令和2年を比較すると、20～24歳、35～39歳、45～49歳を除く、ほとんどの年代で令和2年度の就業率が高くなっています。

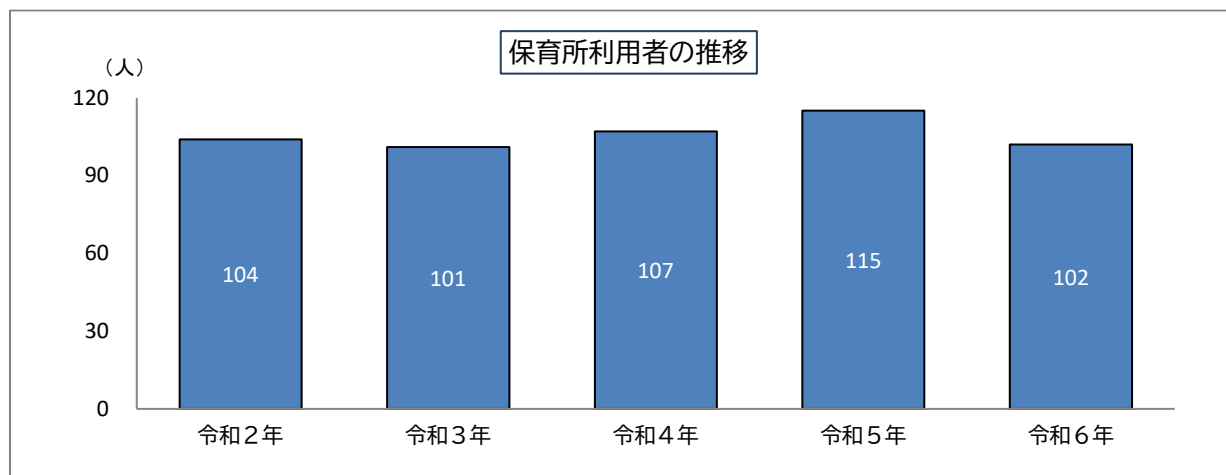


資料：国勢調査

2 子育て支援の状況

(1) 保育所利用者の状況

保育所利用者の合計は、令和3年の101人から令和5年の115人と増加しましたが、その後減少に転じ、令和6年では102人となっています。

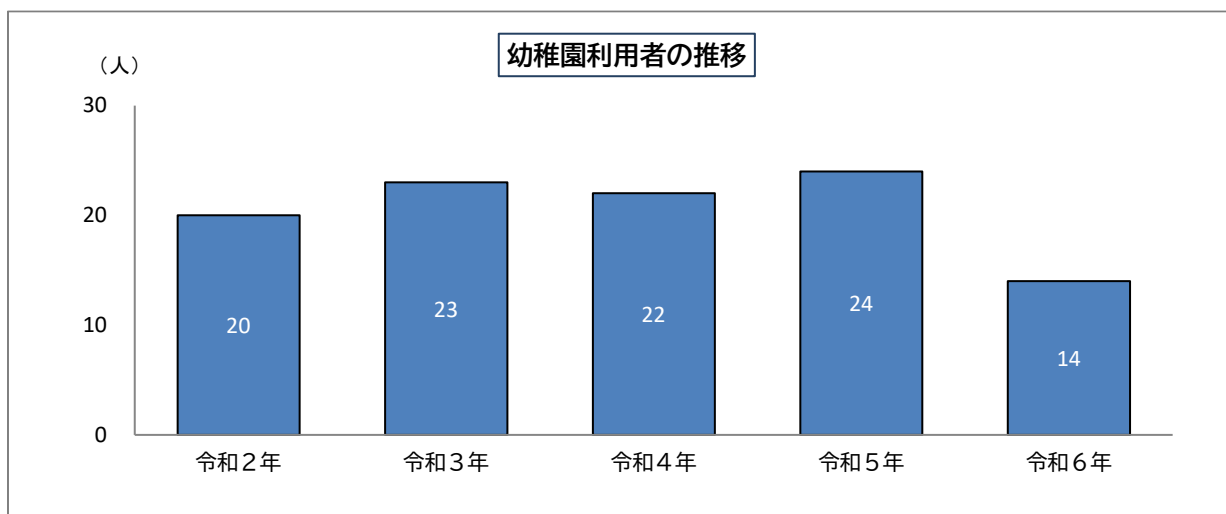


施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
蘭越保育所	76	72	79	76	70
昆布保育所	21	22	22	32	23
Bears こども園	6	6	6	7	8
寿都保育園（広域）	1	1	-	-	-
保育園キッズプラス （企業主導型保育施設）	-	-	-	-	1
合計	104	101	107	115	102

資料：蘭越町（各年5月1日現在）

(2) 幼稚園利用者の状況

幼稚園利用者の合計は、令和2年の20人から年ごとに増減がみられ、令和6年では14人と減少しています。

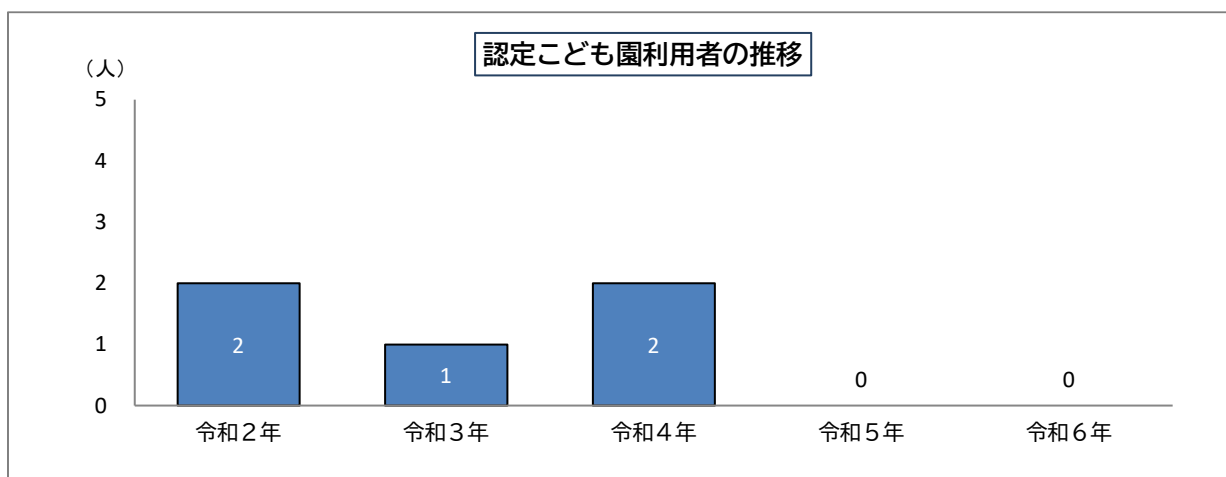


施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
ひばり幼稚園	20	23	22	24	13
大曲大谷幼稚園（広域）	-	-	-	-	1
合計	20	23	22	24	14

資料：蘭越町（各年5月1日現在）

(3) 認定こども園の状況

認定こども園利用者は、令和2年2人、令和3年1人、令和4年2人、ニセコ幼児センターでの広域利用があります。



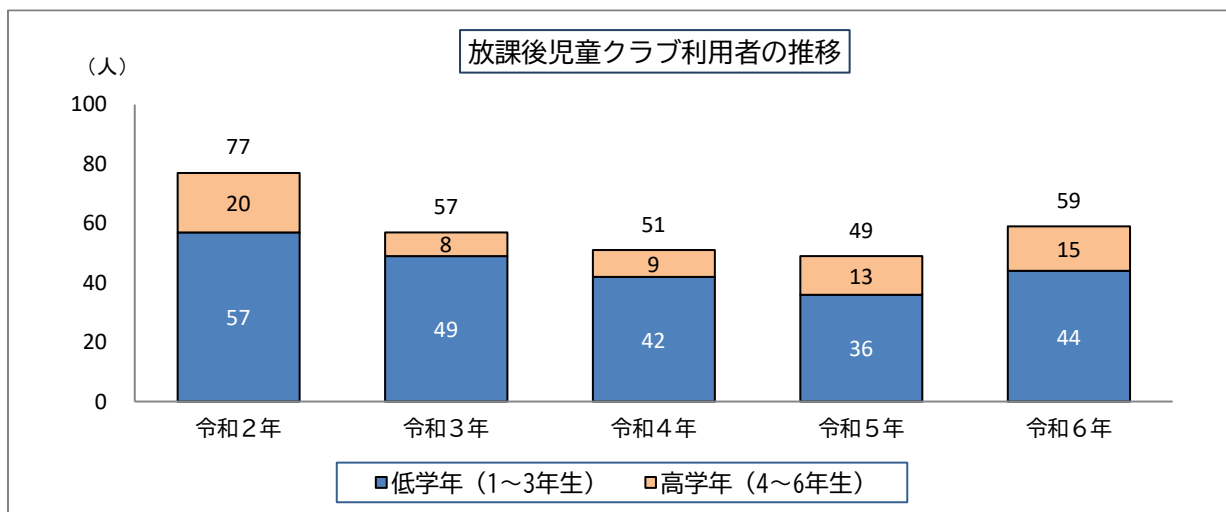
施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
ニセコ幼児センター（広域）	2	1	2	-	-

資料：蘭越町（各年5月1日現在）

(4) 放課後児童クラブ利用者の状況

放課後児童クラブ利用者の合計は、令和2年の77人から令和5年の49人まで減少で推移していま

したが、令和6年には増加に転じ、59 人となっています。



低学年(1~3年生)

施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
わいわいこどもクラブ	57	49	42	36	44

資料：蘭越町(各年5月1日現在)

高学年(4~6年生)

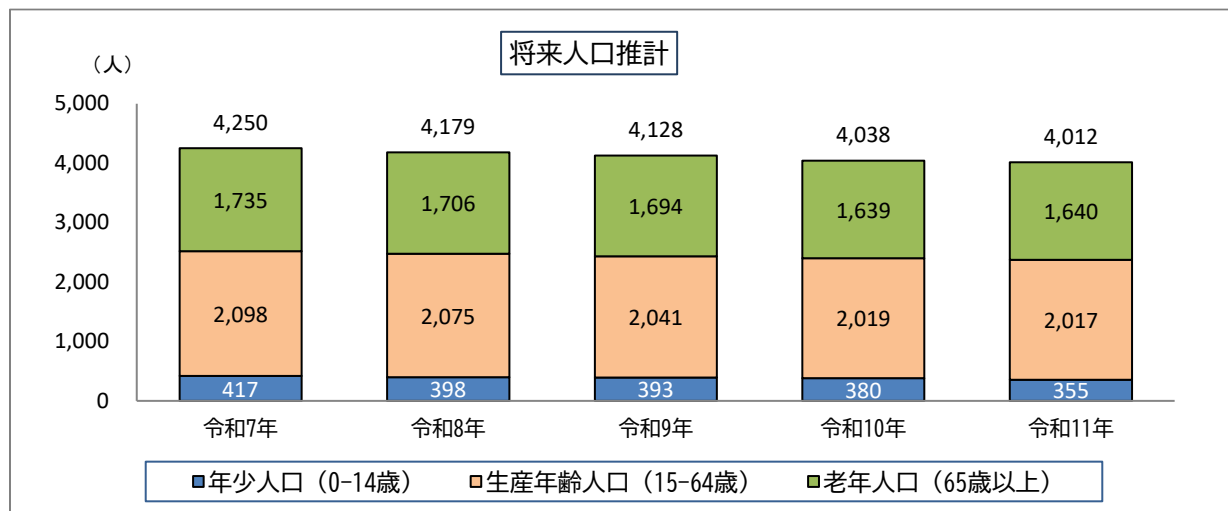
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
わいわいこどもクラブ	20	8	9	13	15

資料：蘭越町(各年5月1日現在)

3 将来人口推計

以下に、令和7年から令和11年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに減少傾向にあり、計画最終年の令和11年には総人口が4,012人、年少人口が355人と見込まれます。



	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年少人口 (0~14歳人口)	417	398	393	380	355
未就学児 (0~5歳)	137	116	110	91	87
小学生 (6~11歳)	183	182	168	176	173
中学生 (12~14歳)	97	100	115	113	95
生産年齢人口 (15~64歳)	2,098	2,075	2,041	2,019	2,017
老年人口 (65歳以上)	1,735	1,706	1,694	1,639	1,640
総人口	4,250	4,179	4,128	4,038	4,012

コーホート法*による推計

※コーホートとは、ある年(期間)に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察し、将来人口を推計する方法です。

例えば、ある年の20~24歳人口は5年後には25~29歳に達しますが、その間の実際の人口変化を分析し、これから導き出された傾向を基準となる20~24歳人口に当てはめて計算することで、5年後の25~29歳人口を推計するものです。

4 ニーズ調査結果

(1)調査の目的

本計画を策定するにあたり、保護者の皆さんに子育てに関するアンケート調査を行い、今後の子育てサービスのニーズ量を把握するとともに、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをおうかがいし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

(2)調査対象者

- 就学前児童調査： 蘭越町在住の就学前児童をお持ちの保護者の方
- 小学生児童調査： 蘭越町在住の小学生児童をお持ちの保護者の方

(3)調査方法

- 就学前児童調査： 郵送による配布・WEBによる回答
- 小学生児童調査： 郵送による配布・WEBによる回答

(4)調査期間

令和6年7月18日～8月3日

(5)回収状況

調査種類	調査対象者数	有効回収数	有効回答率
就学前児童調査	106	44	41.5%
小学生児童調査	94	51	54.3%
計	200	95	47.5%

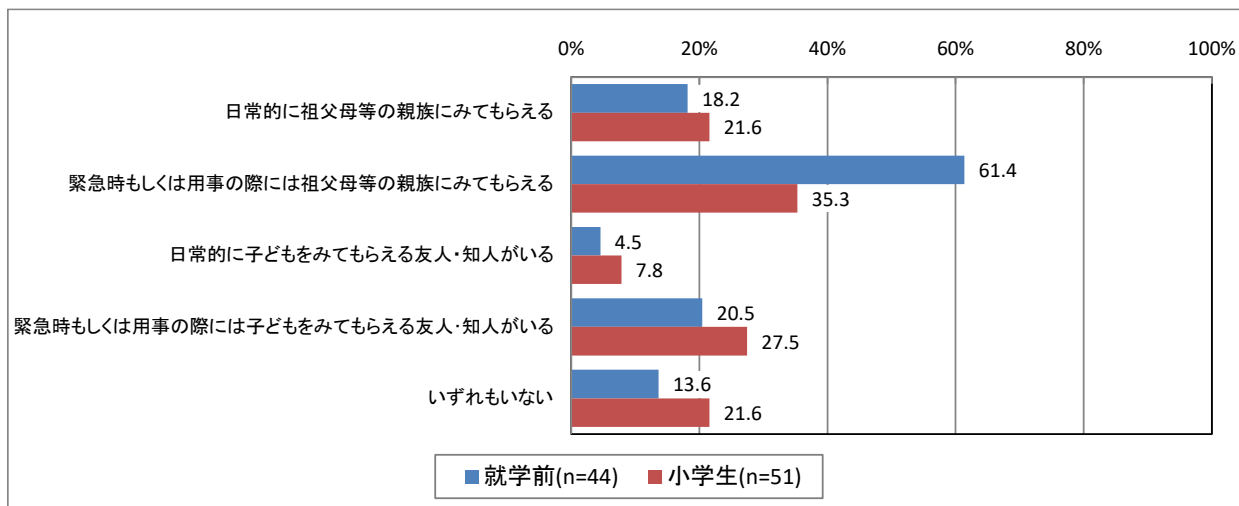
(6)集計にあたっての注意点

- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図中の”n=”は、各設問の対象者数を表しています。

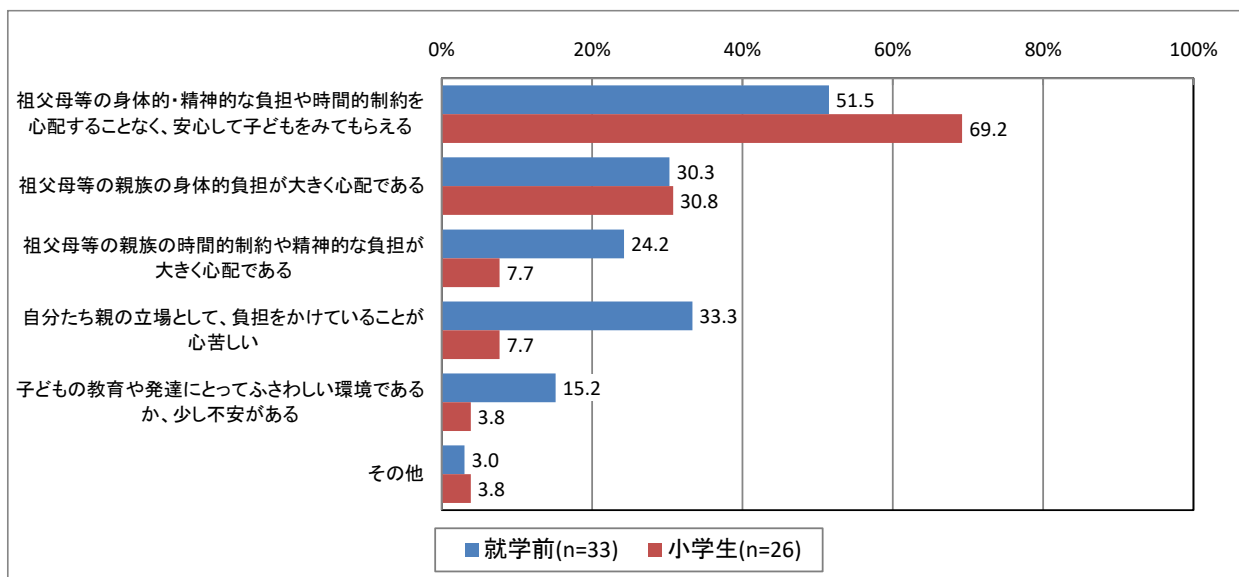
(7)調査結果

① 子育てに関する周囲の協力者の状況

子育てに関する周囲の協力者の状況をみると、日常的及び緊急時等に親族・知人等の協力が得られない、孤立した子育て環境にいる保護者は就学前児童で 13.6%、小学生児童で 21.6%となっています。

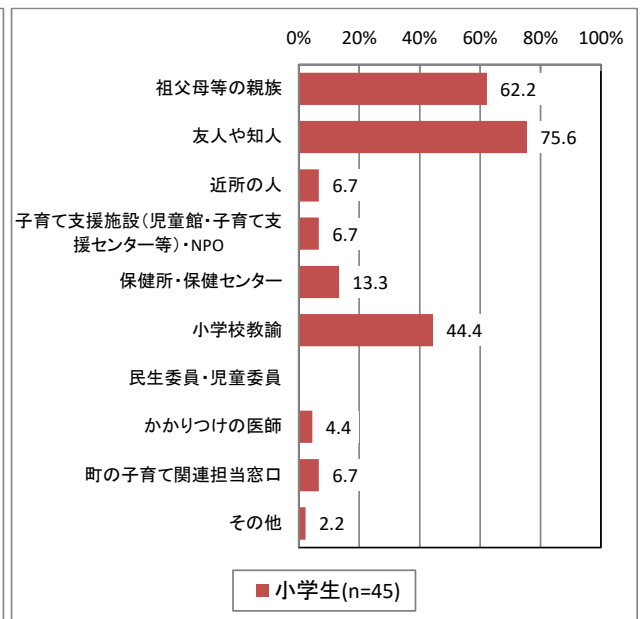
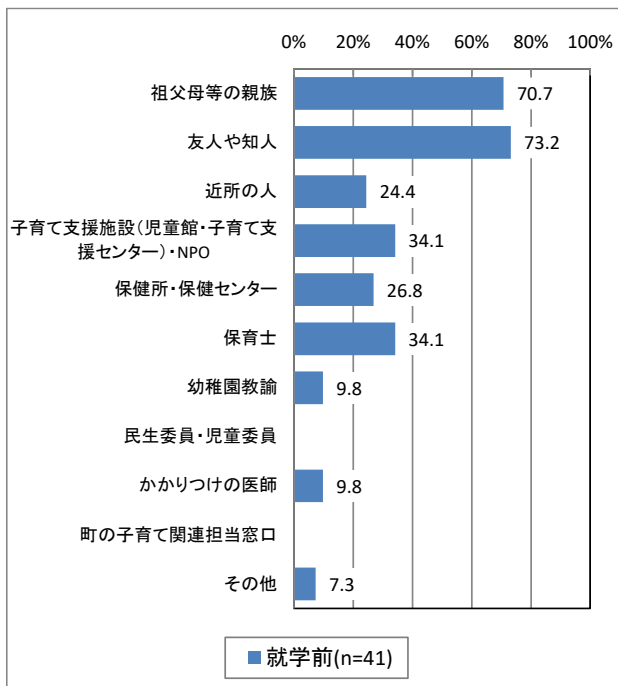
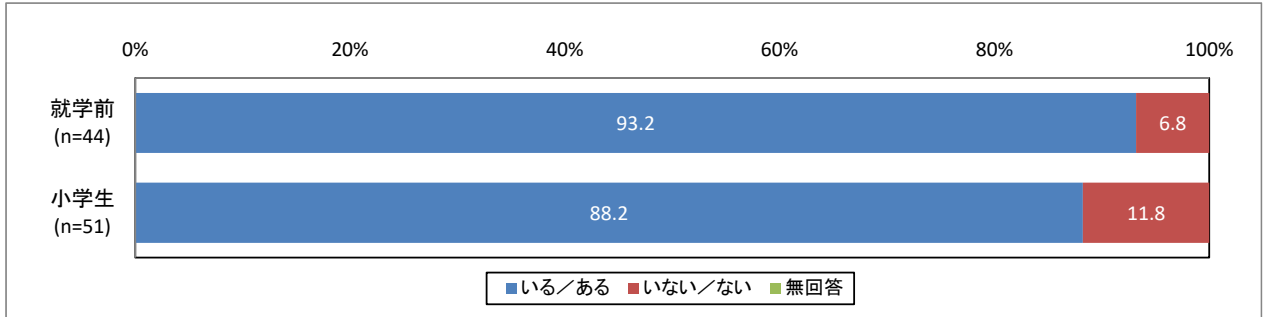


保護者が祖父母等の親族にみてもらえるケースでも、就学前児童で 24.2%、小学生児童で 7.7%が、「時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」と回答しています。



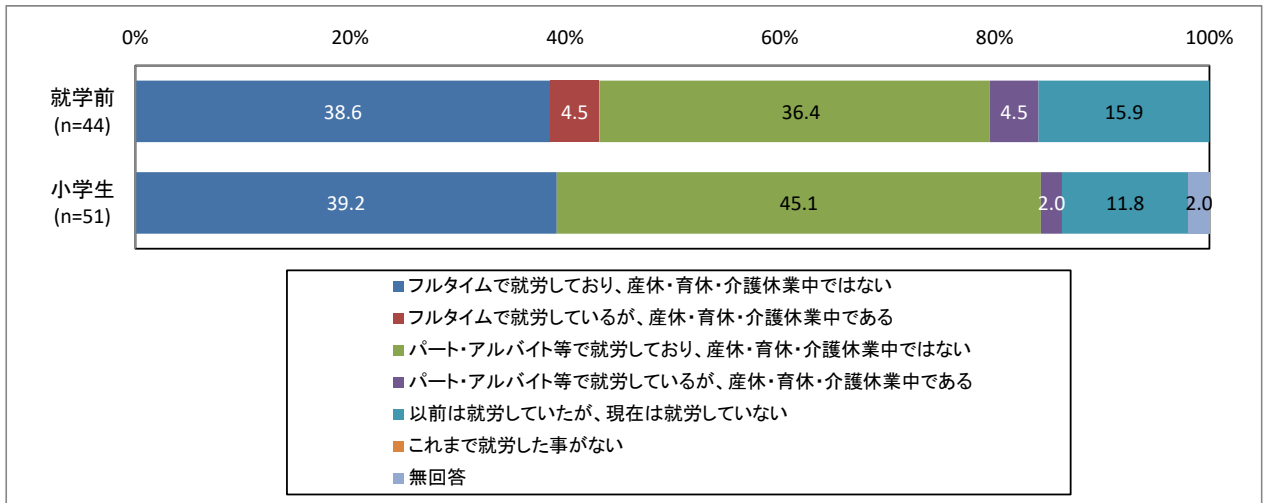
② 子育て(教育を含む)をする上で気軽に相談できる人

子育て(教育を含む)をする上で気軽に相談できる人では、「いる」が就学前児童で 93.2%、小学生児童で 88.2%と非常に多くなっており、具体的な人では、就学前児童、小学生児童ともに「祖父母等の親族」「友人や知人」などという身近な人が多くなっています。

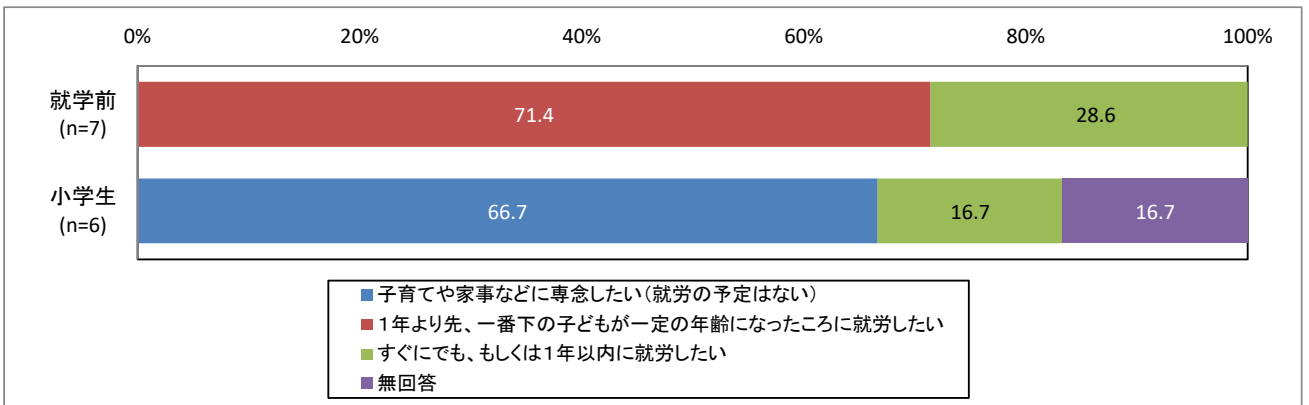


③ 保護者の就労状況

母親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童で 84.0%、小学生児童で 86.3%となっています。

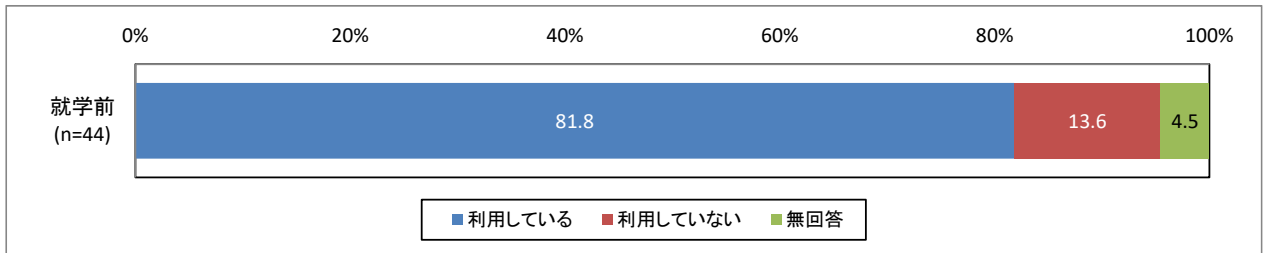


現在、就労していないと回答した母親の今後の就労希望は、就学前児童で 100.0%、小学生児童で 16.7%となっています。就労を希望する母親の割合が高いことから、今後増加すると考えられる保育ニーズを見据えた保育環境の整備が必要です。



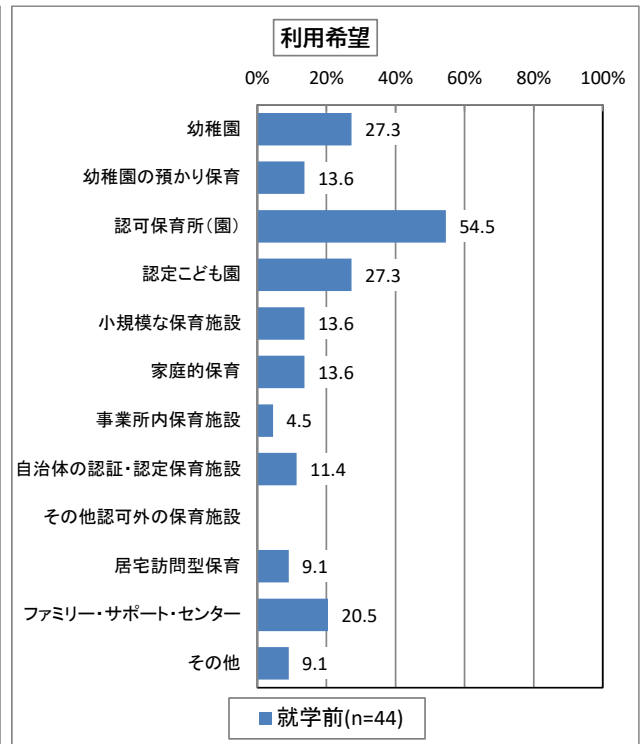
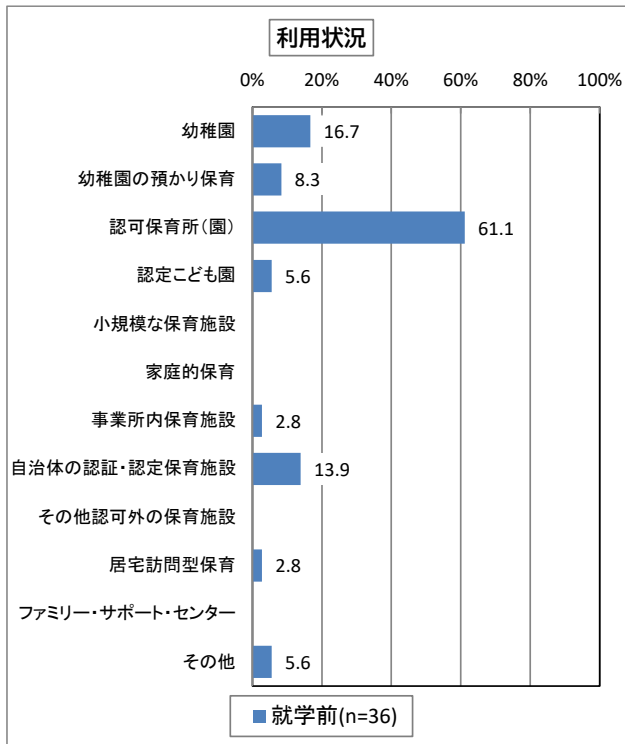
④ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況(就学前児童のみ)

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」の現在の利用状況は 81.8%となっています。



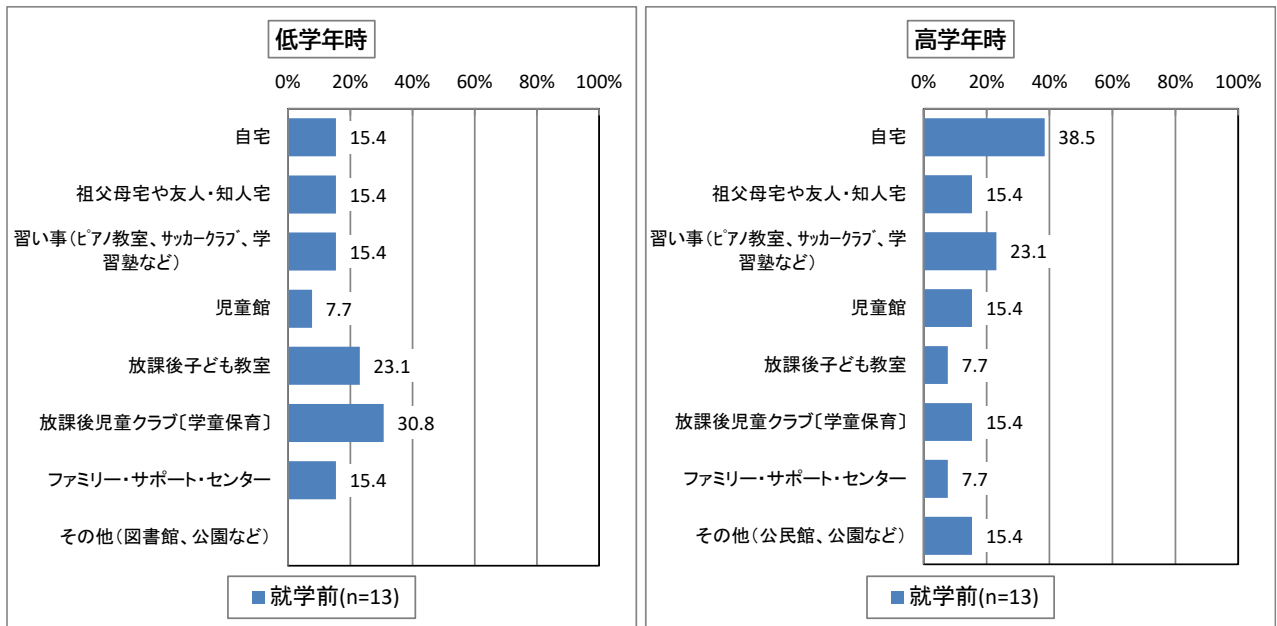
平日の定期的な教育・保育事業の利用内容は、「認可保育所(園)」61.1%、「幼稚園」16.7%、「自治体の認証・認定保育施設」13.9%が高くなっています。

今後希望する定期的な教育・保育の事業は「認可保育所(園)」54.5%、「幼稚園」、「認定こども園」27.3%が高く、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」で今後のニーズが高くなっています。

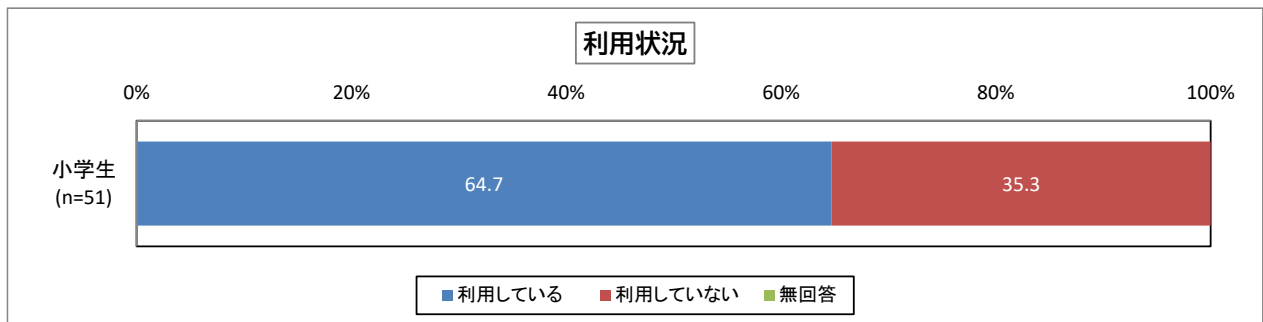


⑤ 放課後児童クラブ

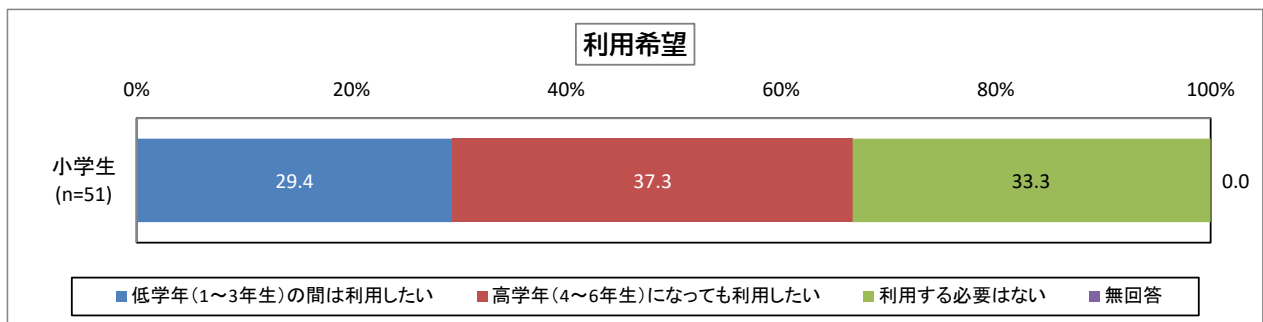
5歳以上の就学前児童の放課後の過ごし方について、低学年時の「放課後児童クラブ」に関する利用希望をみると30.8%、高学年時では15.4%となっています。



小学生児童の「放課後児童クラブ」の利用状況は64.7%となっています。

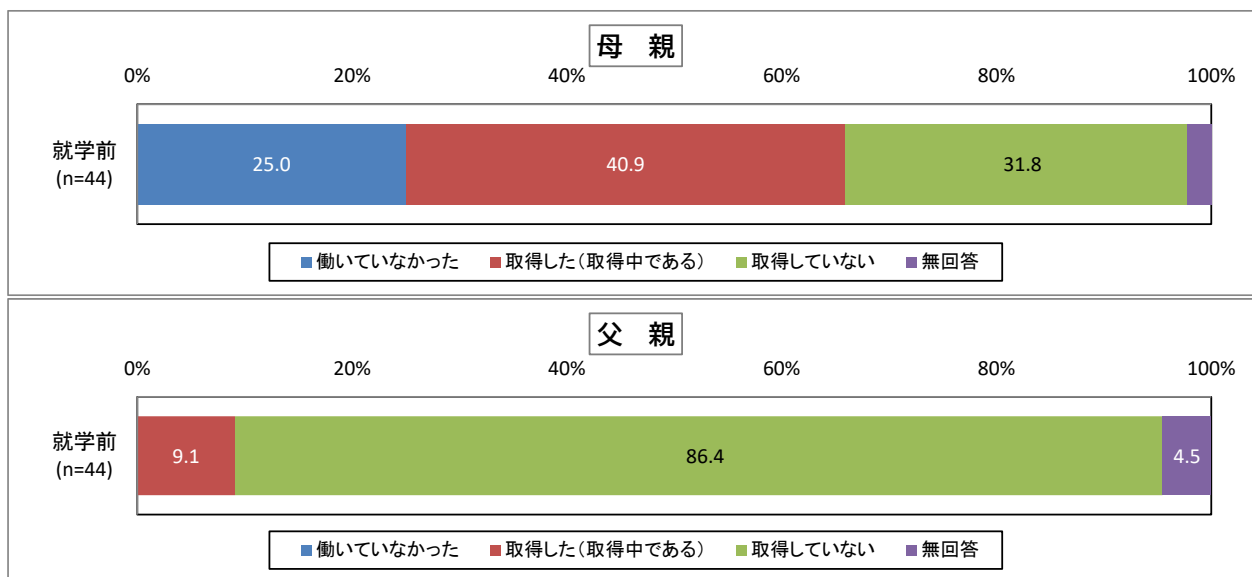


小学生児童の「放課後児童クラブ」に関する今後の利用希望では、「低学年での利用」「高学年までの利用」あわせて66.7%となっています。

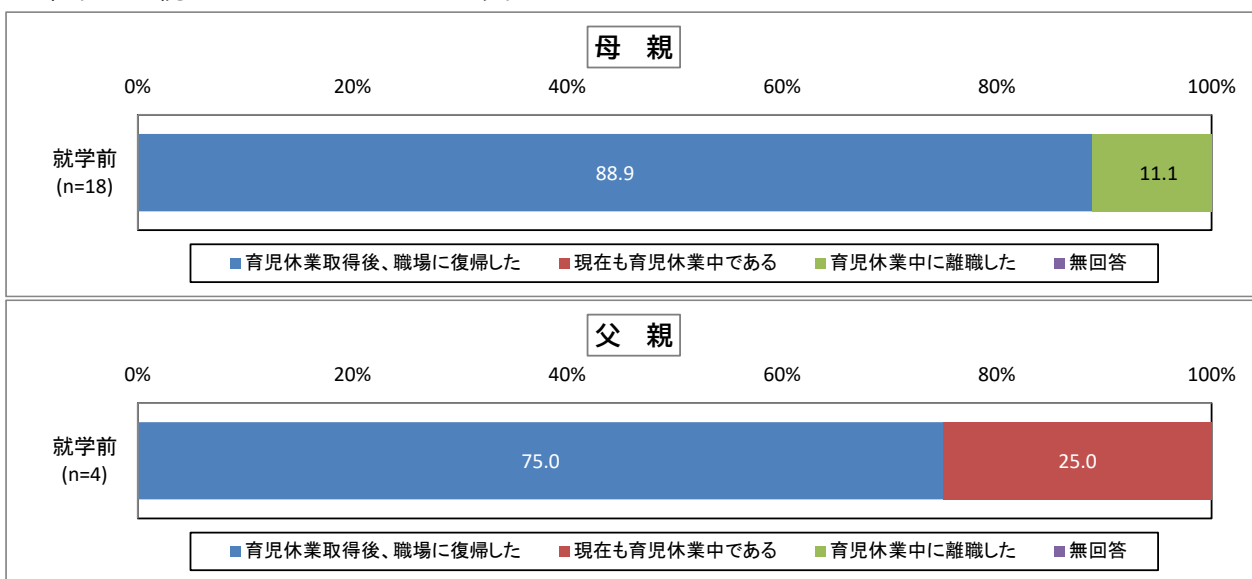


⑥ 育児休業や短時間勤務制度などの職場の両立支援制度(就学前児童のみ)

育児休業を取得または取得中の母親は 40.9%、父親は 9.1%となっています。

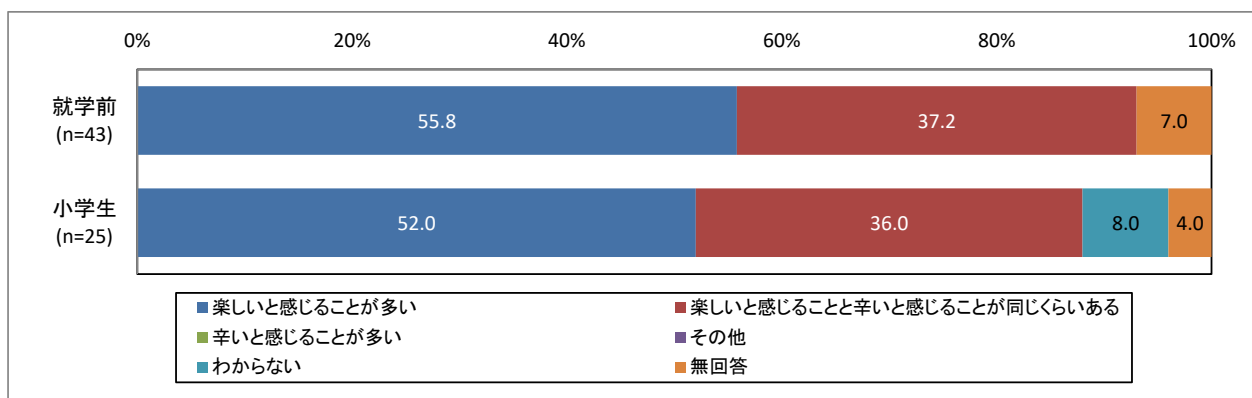


休業取得後に職場復帰した母親は 88.9%、休業取得後に職場復帰した父親は 75.0%、育児休業中の父親は 25.0%となっています。

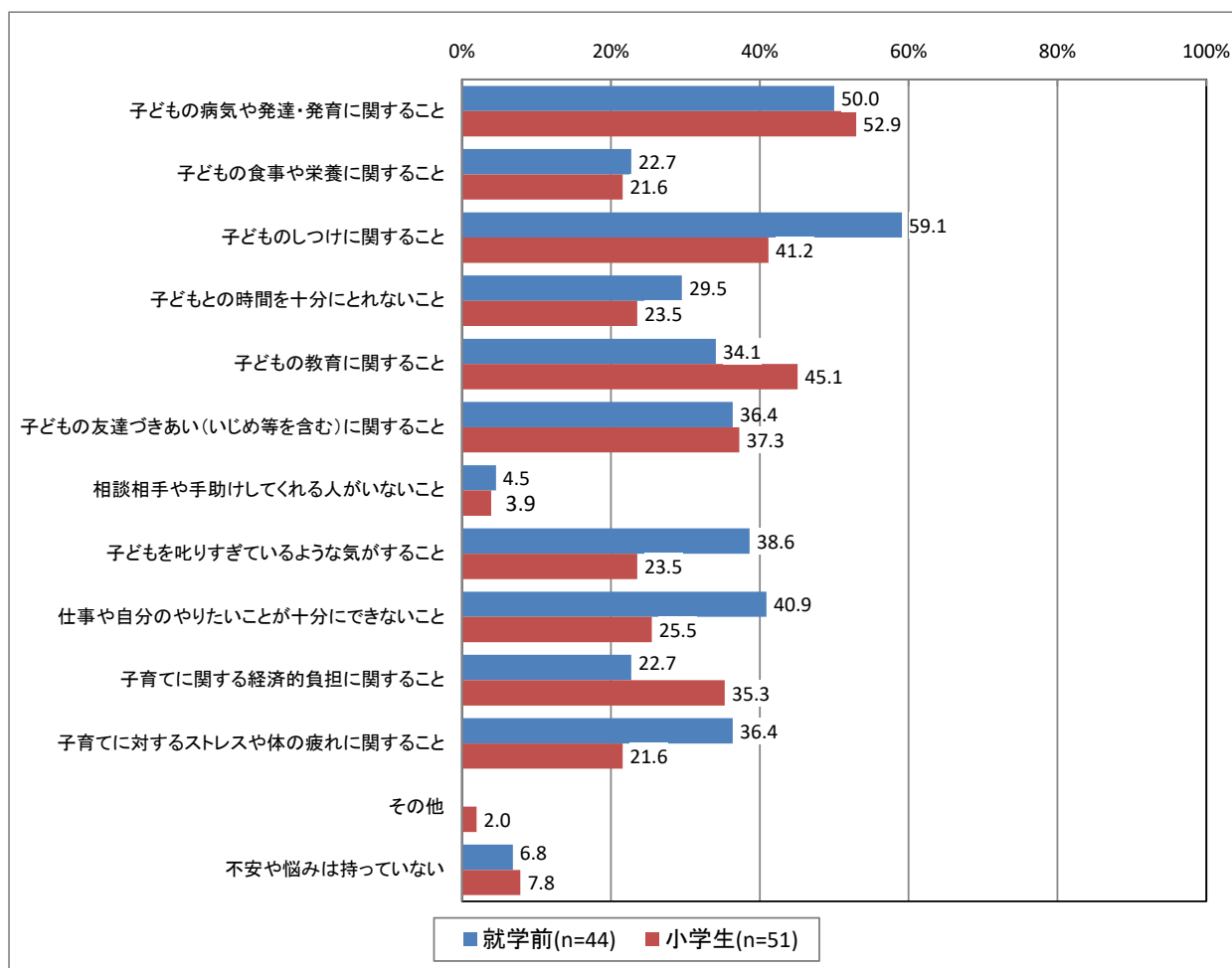


⑦ 子育てに関する不安や悩み

子育てを楽しんでいる人は、就学前児童で93.0%、小学生児童で88.0%と多くっており、辛いと感じることが多い人はみられません。

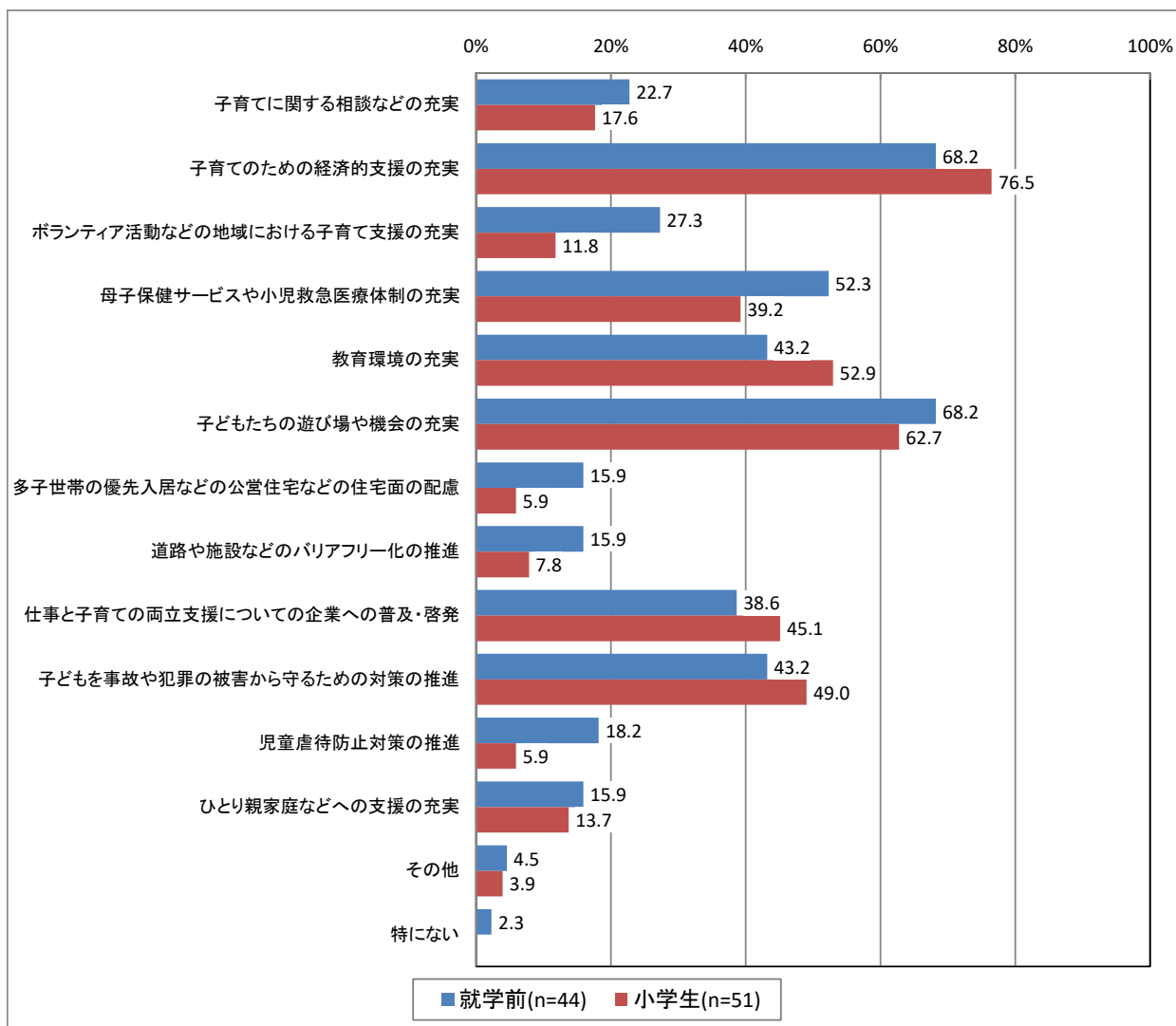


子育てをする上での不安や悩みでは、就学前児童で「子どものしつけに関すること」、「子どもの病気や発達・発育に関すること」、「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」、小学生児童で「子どもの病気や発達・発育に関すること」、「子どもの教育に関すること」、「子どものしつけに関すること」などが多くなっています。



⑧ 子育て支援策について

充実してほしい子育て支援策では、就学前児童で「子育てのための経済的支援の充実」、「子どもたちの遊び場や機会の充実」、「母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」、小学生児童で「子育てのための経済的支援の充実」、「子どもたちの遊び場や機会の充実」、「教育環境の充実」などが多くなっています。



参考資料Ⅱ 第2期事業計画の評価等

第2期事業計画で設定した見込量に対する計画期間の実績から、第2期事業計画の評価や各事業の利用状況を整理しました。

1 教育・保育

(1) 保育施設(認可保育所・認定こども園・地域型保育施設)

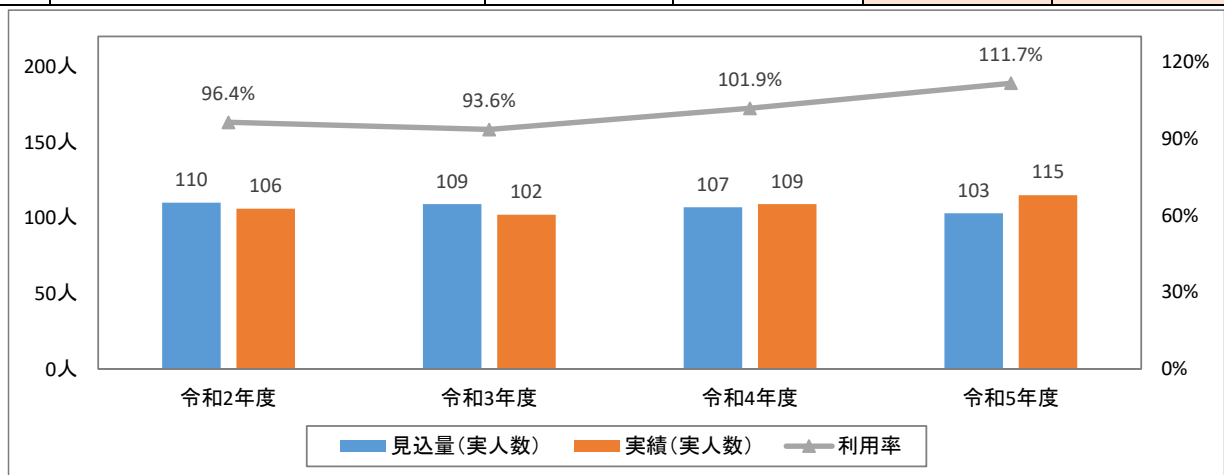
認可保育所・地域型保育施設は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳から小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かり保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する教育・保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

保育施設における第2期計画期間の全体の実績は、令和2年度の106人から令和5年度の115人と年度ごとの増減はみられるものの増加しています。

第2期計画の見込量との比較を行うと、令和4・5年度で実績値が見込量を上回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	110	109	107	103
2号認定(3～5歳)	63	64	65	65
3号認定(0歳)	10	10	10	8
3号認定(1・2歳)	37	35	32	30
実績	106	102	109	115
2号認定(3～5歳)	66	67	65	71
3号認定(0歳)	7	6	5	4
3号認定(1・2歳)	33	29	39	40
利用率(実績/見込)	96.4%	93.6%	101.9%	111.7%
2号認定(3～5歳)	104.8%	104.7%	100.0%	109.2%
3号認定(0歳)	70.0%	60.0%	50.0%	50.0%
3号認定(1・2歳)	89.2%	82.9%	121.9%	133.3%



(2)特定教育施設(幼稚園・認定こども園)

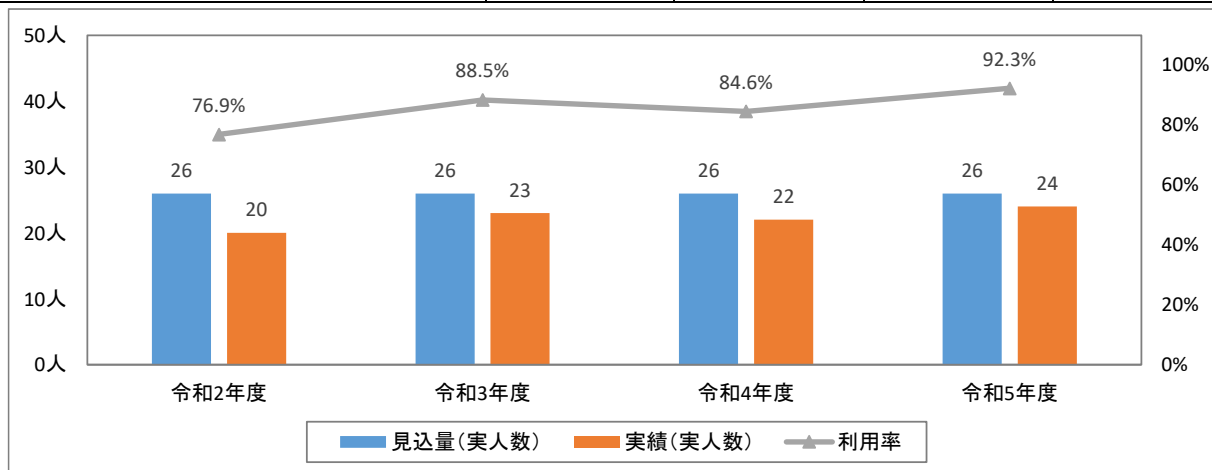
幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園でき、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する教育・保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

特定教育施設における第2期計画期間の実績は、令和2年度の20人から令和5年度の24人と年度ごとの増減はみられるものの増加しています。

第2期計画の見込量との比較を行うと、すべての年度で実績値が見込量を下回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	26	26	26	26
実績	20	23	22	24
利用率(実績/見込)	76.9%	88.5%	84.6%	92.3%



2 地域子ども・子育て支援事業

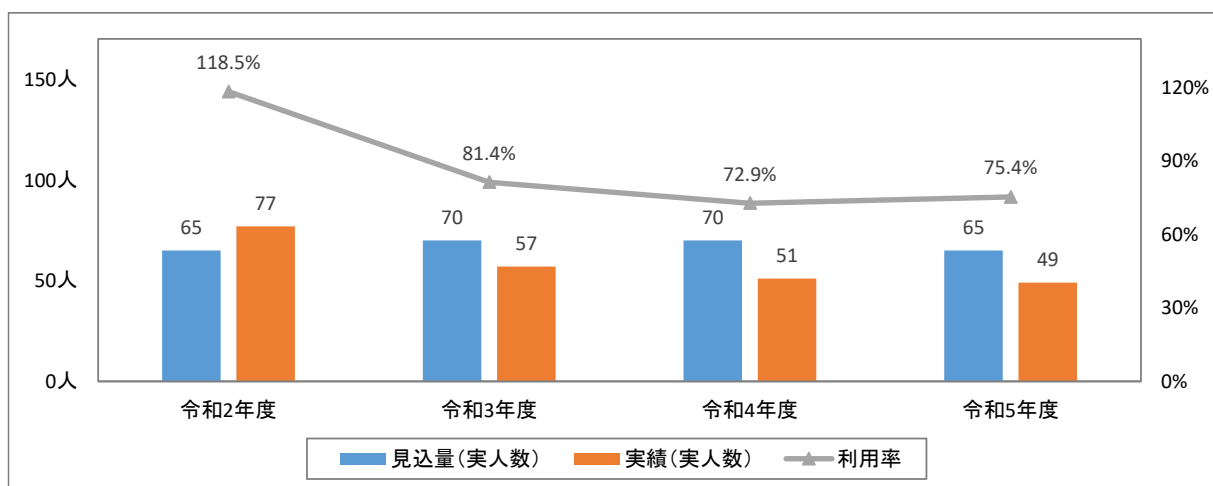
(1)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

放課後児童健全育成事業における第2期計画期間の全体の実績は、令和2年度の77人から令和5年度には49人と減少傾向で推移しています。

第2期計画全体の見込量との比較を行うと、令和2年度で実績値が見込量を上回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	65	70	70	65
低学年(6～8歳)	55	60	60	55
高学年(9～11歳)	10	10	10	10
実績	77	57	51	49
低学年(6～8歳)	57	49	42	36
高学年(9～11歳)	20	8	9	13
利用率(実績/見込)	118.5%	81.4%	72.9%	75.4%
低学年(6～8歳)	103.6%	81.7%	70.0%	65.5%
高学年(9～11歳)	200.0%	80.0%	90.0%	130.0%



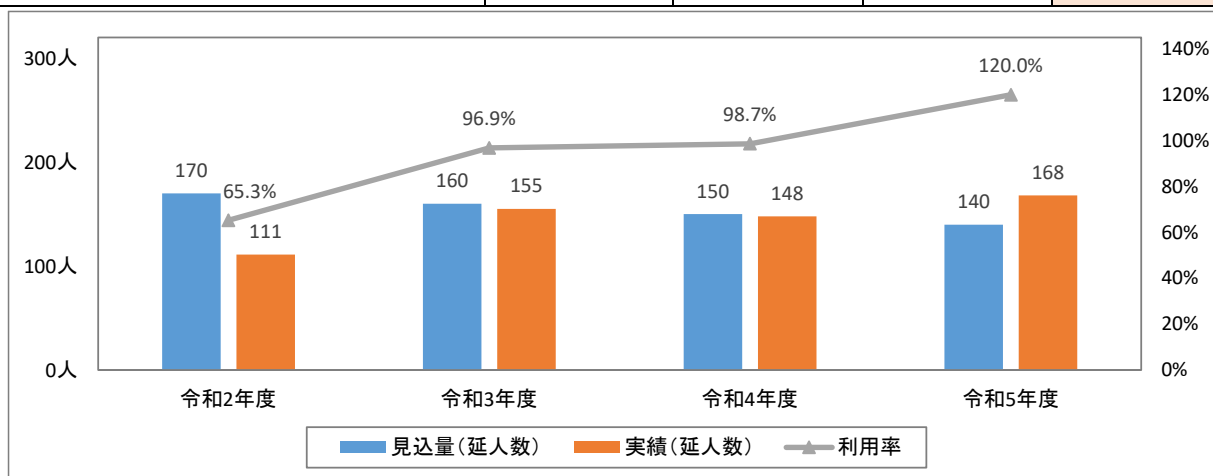
(2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業における第2期計画期間の実績は、令和2年度の 111 人から令和5年度の 168 人と年度ごとの増減はみられるものの増加しています。

第2期計画の見込量との比較を行うと、令和5年度で実績値が見込量を上回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	170	160	150	140
実績	111	155	148	168
利用率（実績／見込）	65.3%	96.9%	98.7%	120.0%



(3)一時預かり事業

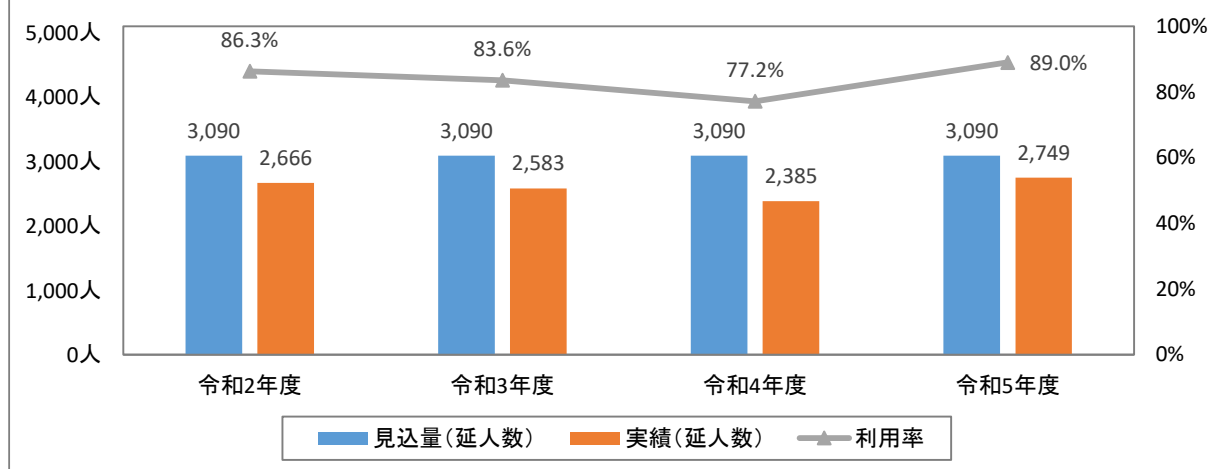
幼稚園型事業は、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

幼稚園型を除く事業は、病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

一時預かり事業における第2期計画期間の全体の実績は、令和2年度の 2,666 人から令和5年度の 2,749 人と年度ごとの増減はみられるものの増加しています。

第2期計画の見込量との比較を行うと、すべての年度で実績値が見込量を下回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	3,090	3,090	3,090	3,090
幼稚園型	3,000	3,000	3,000	3,000
幼稚園型を除く	90	90	90	90
実績	2,666	2,583	2,385	2,749
幼稚園型	2,556	2,476	2,264	2,649
幼稚園型を除く	110	107	121	100
利用率（実績／見込）	86.3%	83.6%	77.2%	89.0%
幼稚園型	85.2%	82.5%	75.5%	88.3%
幼稚園型を除く	122.2%	118.9%	134.4%	111.1%



(4)延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

延長保育事業に関しては、第2期の見込はあるものの実績はありませんでした。

(5)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)に関しては、第2期の見込及び実績ともにありませんでした。

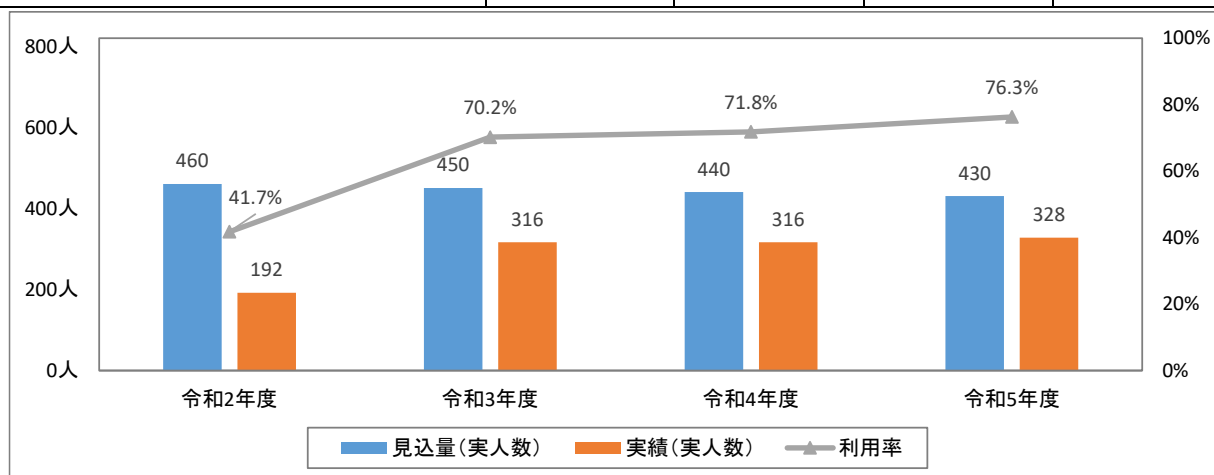
(6)子育て短期支援事業(ショートステイ)

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

子育て短期支援事業(ショートステイ事業)における第2期計画期間の実績は、令和2年度の192人から令和5年度には328人と増加傾向で推移しています。

第2期計画全体の見込量との比較を行うと、すべての年度で実績値が見込量を下回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	460	450	440	430
実績	192	316	316	328
利用率(実績/見込)	41.7%	70.2%	71.8%	76.3%



(7)病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

病児保育事業に関しては、第2期の見込及び実績ともにありませんでした。

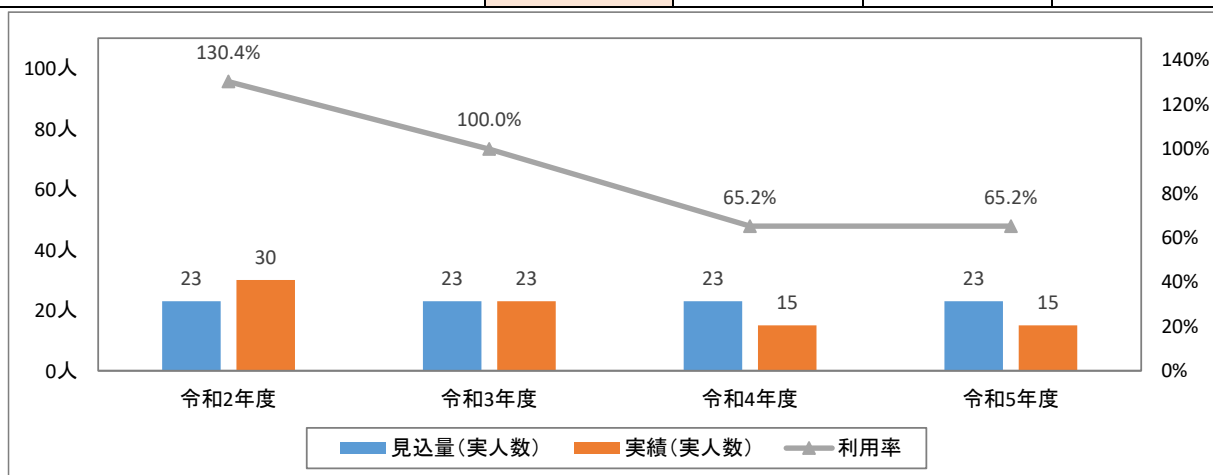
(8)妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査事業における第2期計画期間の全体の実績は、令和2年度の 30 人から令和5年度には 15 人と減少傾向で推移しています。

第2期計画全体の見込量との比較を行うと、令和2年度で実績値が見込量を上回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	23	23	23	23
実績	30	23	15	15
利用率(実績/見込)	130.4%	100.0%	65.2%	65.2%



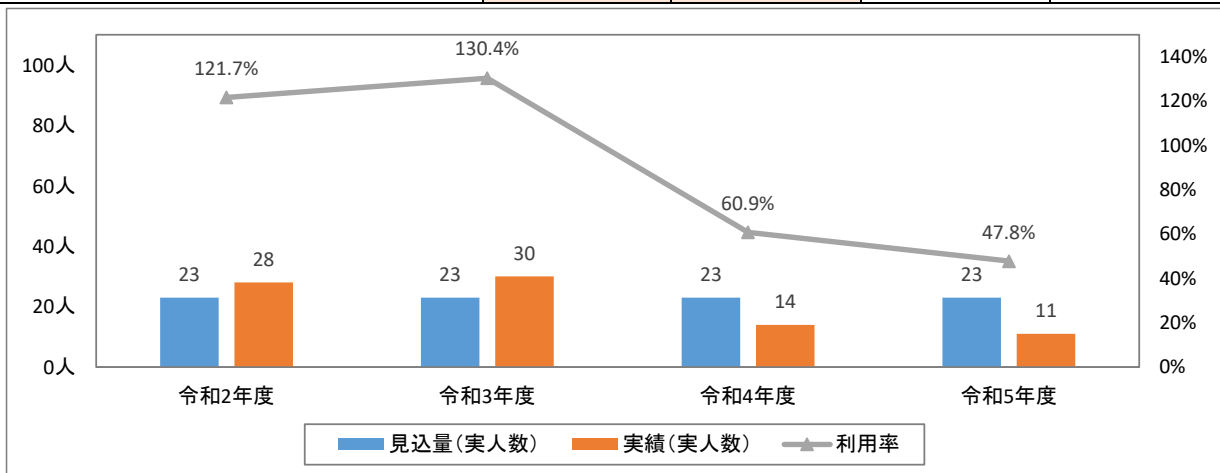
(9)乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業における第2期計画期間の実績は、令和2年度の 28 人から令和5年度の 11 人と年度ごとの増減はみられるものの減少しています。

第2期計画の見込量との比較を行うと、令和2・3年度で実績値が見込量を上回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	23	23	23	23
実績	28	30	14	11
利用率（実績／見込）	121.7%	130.4%	60.9%	47.8%



(10) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

養育支援訪問事業における第2期計画期間の実績は、令和2年度の3人から令和5年度の3人と年度ごとの増減はみられるものの横ばいとなっています。

第2期計画の見込量との比較を行うと、すべての年度で実績値が見込量を下回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	5	5	5	5
実績	3	2	1	3
利用率(実績/見込)	60.0%	40.0%	20.0%	60.0%

